



第2次

知立市 環境基本計画（改定版）



【目次】

第1章 計画の基本事項.....	3
1-1 見直しの背景と目的.....	3
1-2 計画の対象地域と目標年次.....	5
1-3 計画の位置づけ.....	5
1-4 計画の主体と役割.....	6
第2章 計画の基本方針.....	7
2-1 中間評価と見直しの方針.....	7
2-2 将来環境像.....	9
2-3 将来環境像を実現するための基本目標.....	10
第3章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....	13
3-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の役割と位置づけ.....	13
3-2 計画の基本的事項.....	14
3-3 温室効果ガス排出量の現状.....	15
3-4 温室効果ガス排出量の削減目標.....	18
第4章 施策の目標と方向性.....	20
基本目標1 脱炭素で豊かに暮らせるまちづくり.....	21
基本目標2 豊かな自然があふれるまちづくり.....	28
基本目標3 資源を大切に作るまちづくり.....	34
基本目標4 安全で健康に暮らせるまちづくり.....	40
基本目標5 学びやつながりを大切にするまちづくり.....	46
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	50
5-1 計画の推進体制.....	50
5-2 計画の進行管理.....	51
第6章 資料編.....	52
用語集.....	75

第1章 計画の基本事項

1-1 見直しの背景と目的

知立市では、2018年3月に今後10年間の知立市の環境政策の方向性を定める第2次知立市環境基本計画（以下、「現計画」）を策定し、この計画は「だれもが健康で豊かに暮らせる 環境のまち・知立」を将来環境像に掲げ、取り組みの方向性をとりまとめたものです。環境政策を全市的に推し進めるための基盤として、地球温暖化*対策に関する取り組みの強化を目指した地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）や知立市生物多様性地域戦略*としての役割を持ち、持続的に全市で環境政策に取り組むための基盤となる仕組みづくりを積極的に実施してきました。

一方、地球全体の環境は、気候変動*の深刻化、生物多様性*の喪失など依然として悪化傾向であり、本市を取り巻く状況も大きく変化しています。環境基本計画策定時の2018年から比べても、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに目指すべき国際目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）*」は、いまや環境分野のみならず社会全体の共通目標として世界的な取組が進められています。また、国際的な議論の変遷として、2015年11月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられ、COP26にてパリ協定の実施指針（ルールブック）が完成しました。COP26以降、パリ協定は実施段階に入り、COP27では世界全体での気候変動対策の実施強化に焦点が当てられ、COP28ではパリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する枠組みが定められました。

日本国内においても、2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。こうした国の動きを受け、本市は2022年2月に2050年ゼロカーボンシティ*を表明し、2050年までに二酸化炭素量排出実質ゼロを目指し、市民、事業者、行政が一丸となって取組を進めています。削減目標の達成には、全ての社会経済活動での脱炭素化を実現し、持続可能な社会経済システムへの転換を進めるグリーントランスフォーメーション（GX）*の推進が不可欠です。GXの推進に向け、国の取組も変化しており、2022年5月、事業者による非化石エネルギーの導入拡大の取組を加速させることを目的に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）が改正されました。一方で、迫りくる気候危機への対応として、温室効果ガス削減など気候変動の進行を抑える「緩和策」だけでなく、気候変動の影響に備える「適応策」も必要であり、環境と防災、健康など様々な分野が協力

して対応することが求められます。

以上のような社会情勢の変化への対応や計画の進捗状況を踏まえ、計画の中間年次にあたる2023年度に「第2次知立市環境基本計画（中間見直し版）」を策定します。なお、現計画の中間見直しに伴い、計画の一部として位置づけられている地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と知立市生物多様性地域戦略の内容についても中間見直しを行います。

1-2 計画の対象地域と目標年次

本計画の対象地域は知立市全域です。

目標年次は SDGs や日本の温室効果ガス排出量の削減目標等を踏まえて 2030 年度とします（計画期間 13 年）。

また、成果目標の比較対象となる基準年は統計データがそろい、かつ二酸化炭素排出量の削減目標の基準年である 2013 年度とします。

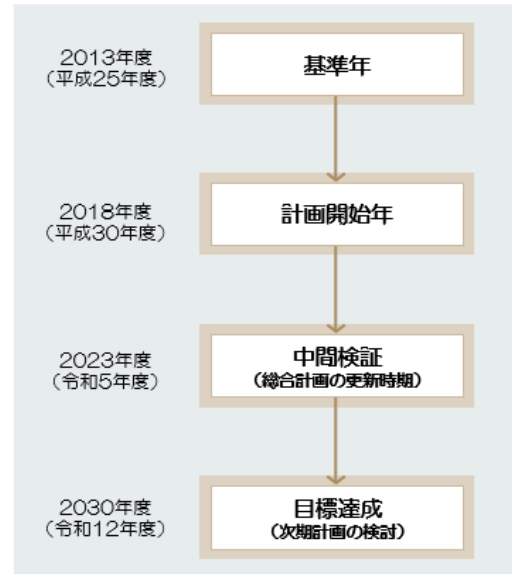


図 1-1 計画期間

1-3 計画の位置づけ

環境基本計画は 2007 年に施行された知立市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

環境関連法令および国や県の示す関連計画と整合を図り、本市の地域特性に基づく内容の補完を行います。また、第 6 次知立市総合計画の環境分野における補完・具体化を図るとともに、その他関連計画との連携を行うものです。

さらに、これまでは別々に計画されてきた知立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、知立市生物多様性地域戦略を環境基本計画の一部として位置づけます。

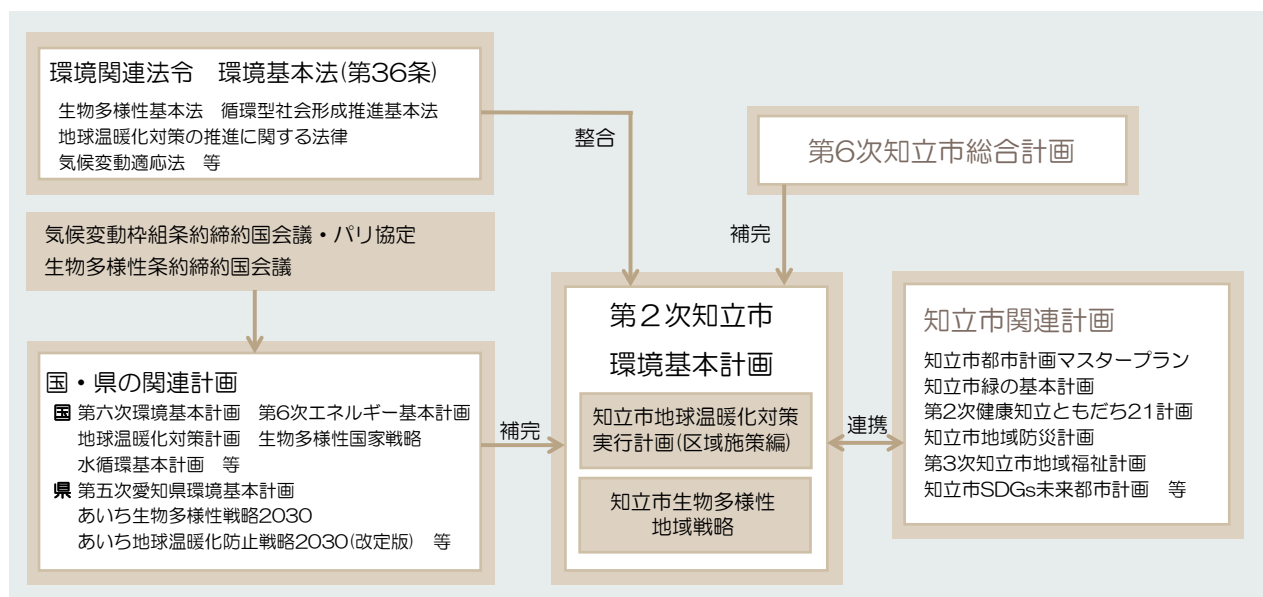


図 1-2 計画の位置づけ

1-4 計画の主体と役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市が連携・協働して取り組みます。
各主体の役割は知立市環境基本条例第4条から第6条に基づき、以下のとおりとします。

(1) 市民の役割

健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるよう、日常生活において環境について意識し、環境への負荷の低減に努めることを実践することが期待されます。また、環境の保全および創造に資する活動に参画するとともに、市が実施する環境施策に協力することが期待されます。

(2) 事業者の役割

事業活動を行うにあたって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければなりません。また、事業活動にかかる製品等が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、事業活動において再生資源等を利用することが求められます。

また、市民同様に環境の保全および創造に資する活動に参画するとともに、市が実施する環境施策に協力することが期待されます。

(3) 市の役割

市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるよう、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施し、また、市民・事業者が協力できるよう支援することが求められます。また、自らの施策を実施するにあたって、環境負荷の低減に努めることが必要です。

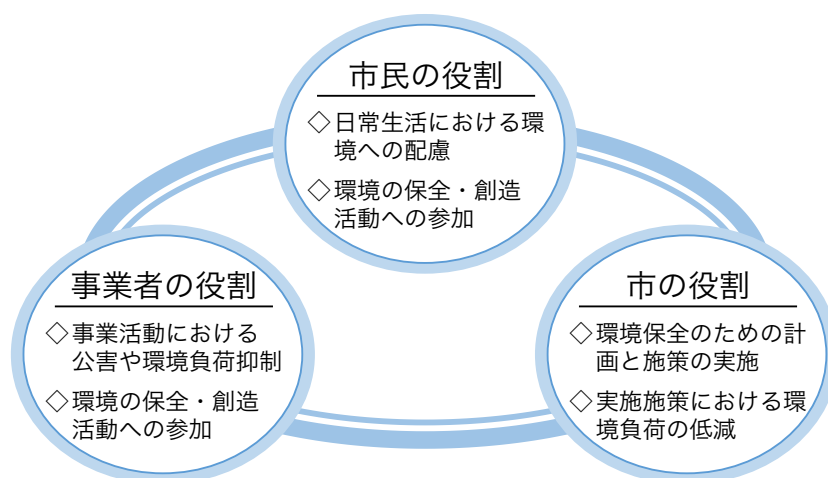


図 1-3 計画の主体と役割

第2章 計画の基本方針

2-1 中間評価と見直しの方針

(1) 中間評価の結果

現計画は、将来環境像「だれもが健康で豊かに暮らせる 環境のまち・知立」の実現に向け、5つの基本目標とそれぞれの成果指標を設定し、その達成に向けて様々な施策を行ってきました。計画の見直しにあたって、成果指標の進捗状況を整理し、2018～2022年度の5年間の施策の中間評価を行います。

成果指標の進捗状況として、市全体および家庭部門の二酸化炭素排出量や1人あたり家庭ごみ排出量、公害苦情件数、環境活動に取り組む団体数は順調に推移しており、市民や事業者の取組の成果が見えはじめている一方で、緑地率や1人あたりの公園緑地面積、環境美化推進員*の委嘱人数は減少しています。リサイクル率や環境基準*達成率の低下は、民間による資源収集の増加や河川の水質環境基準の類型が上位に見直されたこと等が要因と考えられ、一概に状況が悪化しているとはいえないものの、より一層の取組推進が必要であるといえます。

表 2-1 成果指標の進捗状況

項目	単位	基準年	目標	現況	評価
		2013年度	2027年度	2022年度	
基本目標 1：低炭素で豊かに暮らせるまちづくり					
市全体の二酸化炭素総排出量	千t-CO ₂	402	326	327 ^{※1}	○
家庭部門の二酸化炭素総排出量	千t-CO ₂	60	44	51 ^{※1}	○
基本目標 2：豊かな自然があふれるまちづくり					
緑地率	%	28.0	24.6	25.2 ^{※2}	△
1人あたりの公園緑地面積	m ² /人	4.20	4.23	4.17	×
基本目標 3：資源を大切にすまちづくり					
1人あたり家庭ごみ排出量	g/人・日	699	665	626	○
リサイクル率	%	19.1	20.0	13.4	×
基本目標 4：安全で健康に暮らせるまちづくり					
環境基準達成率	%	84.6	92.3	66.7	×
公害苦情件数	件	63	44	14	○
基本目標 5：学びやつながりを大切にすまちづくり					
環境美化推進員の委嘱人数	人	47	100	30	×
環境活動に取り組む団体数	団体	7	15	10	○

※1 統計データの最新年である2020年度データを使用、現計画（2018年3月策定）の計算方法に基づく計算結果

※2 統計データの最新年である2020年度データを使用

評価：○…目標達成見込み、△…このままでは目標達成が難しい、×…基準値より悪化

(2) 環境に関する国や社会の動向の変化

現計画策定時からの変化

2020年～2022年の3年間は新型コロナウイルスの世界的な蔓延により活動自粛を迫られ、環境施策においても公共交通の乗降客数の減少や市民活動等の縮小など、大きな影響を受けました。

IPCC 第6次評価報告書*では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑いの余地がない」と結論づけられ、気候変動は世界全体のリスクであるという認識のもと、環境面・経済面・社会面からの行動の緊急性が強調されています。COP26でのパリ協定のルールブックの完成以降、「何を実現すべきか」から「どう実現すべきか」のフェーズへ移行しており、個別政策における確実な実行が求められています。

表 2-2 個別環境施策における動向

分類	内容
持続可能な開発目標 (SDGs)	➤ 持続可能な開発目標 (SDGs) 達成の取組が世界規模で推進され、日本でもこれまで多様な SDGs 実現のための取組が推進
気候変動対策	➤ 2030年温室効果ガス排出削減目標を新たに設定 (2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦) ➤ 緩和策と適応策の両輪での気候変動対策の推進
生物多様性	➤ 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」や2030年ネイチャーポジティブの目標を踏まえ、生物多様性の保全や持続可能な利用の推進に向けたより一層の取組の推進
海洋プラスチック汚染	➤ 現行の資源循環施策におけるプラスチック汚染対策の位置付けを強調し、海洋プラスチックごみの削減を通じたSDG14 (海洋保全) の達成を目指す
食品ロス・食料システム	➤ 現行の資源循環施策における食品ロスに関する施策の位置付けを強調し、事業者や消費者への積極的な普及啓発や取組の促進

本市の環境政策の変化

本市は2021年5月にSDGs未来都市への選定、2022年2月にゼロカーボンシティを表明し、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現に向け、市民、事業者、行政が一丸となって環境施策への取組を推進しています。

また、現在「100年に一度のまちづくり」として、連続立体交差事業をはじめとした知立駅周辺整備事業が進められています。整備事業の推進により、踏切遮断時間の短縮や渋滞解消の効果が期待され二酸化炭素排出量削減が期待できるほか、インフラ整備を契機とした省エネ設備の導入など環境政策の側面からも効果が期待されます。

見直しによる変更点

中間評価の結果から、計画の基本事項や基本方針など体系的な見直しは行わず、個別の環境施策の取組や目標となる指標等の見直しを行います。また、地球温暖化対策については「知立市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を、生物多様性については「知立市生物多様性地域戦略」についても見直しを行います。

だれもが健康で豊かに暮らせる 環境のまち・知立

本市は、心豊かに過ごせる住宅都市として、人が主役となって着実な発展を遂げてきました。本計画では、単に環境に優しいことを目標とするのではなく、本市に住む一人一人が主役となって、より健康で豊かな暮らしを送ることができる環境を目指します。

この将来環境像の実現を通じて、第6次知立市総合計画がめざす都市像「輝くまち みんなの知立」および基本目標の1つ「人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり」の達成を目指します。なお、前計画では将来環境像を「みんなが輝く 健康と環境のまち」と設定していました。本計画では、もう一步踏み込み、健康を含めた「豊かさ」を充実するためのまちづくりを目指します。



世界で目指す新しい目標

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

2015年の9月にニューヨークにある国連本部において、2030年までに目指すべき国際目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が採択されました。

この目標は、持続可能な世界を実現するための17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。また、17の目標には、環境問題はもちろんのこと、格差や貧困、健康など様々な課題解決への願いが込められています。

SDGsは地球に住む1人1人が主役となる目標であり、日本も積極的に取り組んでいます。本計画においてもSDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合的向上を進め、持続可能なまちづくりを目指していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

2-3 将来環境像を実現するための基本目標

将来環境像「だれもが健康で豊かに暮らせる環境のまち・知立」を実現するため、環境分野ごとに達成を目指す目標として、5つの基本目標を定めました。

基本目標1 脱炭素で豊かに暮らせるまちづくり

(気候変動の緩和と適応)



地球温暖化をはじめとした気候変動への対応は、地球規模かつ長期的に解決すべき喫緊の課題です。本市においては、これまでも市民・事業者とともに積極的に温暖化対策を実施してきましたが、今後はまち全体から事業者や市民一人ひとりに至るまで、一体的に取り組む必要があります。そのため、再生可能エネルギー*の導入やエネルギー消費の少ない機器への更新をはじめとして、市内で活躍する多くの人々が、豊かさを感じながら環境に配慮して暮らせるまちを目指します。

本計画では、2050年カーボンニュートラルを目指し二酸化炭素の排出量の削減と再生可能エネルギーを促進する暮らしを「脱炭素」と定義し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせ、具体的な二酸化炭素排出量目標を定めながら、目標実現に向けたまちづくりを推進します。

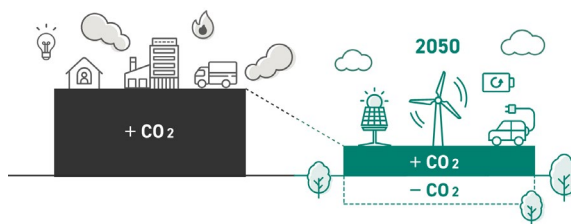


カーボンニュートラルとは？ なぜ脱炭素を目指すのか？

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

現在、世界や日本の各地で大規模な自然災害が増加するなど、気候変動への対策は待ったなしの状況であり、2050年までのカーボンニュートラルの実現は世界共通の目標となっています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは経済活動や日常生活に伴い排出されており、国や自治体、事業者だけの問題でなく、一人一人が自分の問題として捉え、ライフスタイルや移動を変化させていく必要があります。



出典：脱炭素ポータル

カーボンニュートラルの仕組み

基本目標2 豊かな自然があられるまちづくり

(生物多様性の保全と持続可能な利用)



本市は、平坦な地形でありながらも、公園や田畑に囲まれ、猿渡川をはじめとする複数の河川が流れる緑豊かなまちです。しかし、年々農地や生き物の生息地の減少が進んでいます。

様々な生き物が豊かに暮らせるまちは、人にとっても豊かで安らぎのあるまちです。その実現のためには、現在残されている限りある緑を適切に守り育てていくとともに、持続可能なかたちで利用を進めていくことが求められます。

本計画では、様々な生き物が豊かに暮らせることを「生物多様性」と捉え、生き物に触れ合う機会を創出しつつ、公共空間や住宅・工場などの敷地、農地まで市内の様々な場所で、市民や事業者、行政が一体となって自然を守り育てるまちづくりを推進します。

基本目標3 資源を大切にすまちづくり

(資源循環の促進と廃棄物抑制)



資源の枯渇もまた、地球規模での重要な課題です。本市においては、これまでも市民・事業者とともに積極的にごみの減量に努めており、10年前と比較すると減少傾向を示しています。しかし、民間による資源収集が増えていることもあって、リサイクル率は伸びていない状況にあります。資源循環を適正に行うためには、これまで以上に市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみを資源に変える発想も必要です。

本計画では、資源循環の促進と廃棄物抑制を適切に実施するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）*の徹底や、プラスチックごみや食品ロスの削減などの取組を推進し、持続可能な資源循環型のまちづくりを目指します。



身のまわりのプラスチックが 海洋汚染へと繋がっている？

レジ袋の有料化や紙ストローの普及など、生活の中でプラスチックのあり方が変わってきているのを感じたことはありませんか？

現在、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題となっています。世界全体で年間 800 万トンものプラスチックが陸上から海上へと流出しており、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋を占めると予測されています。知立市には海がありませんが、無関係ではありません。

ペットボトルや使い捨ての食器など、私たちの身のまわりには使い捨てにされるプラスチックもたくさんあります。マイバックやマイボトルの使用など、プラスチックの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めることで、海のプラスチックごみも減らすことができるはずですよ。



出典：内閣府（政府広告オンライン）
海洋汚染の現状と対策例

基本目標4 安全で健康に暮らせるまちづくり (大気・水環境の保全と健康対策)



市民が安全かつ健康に暮らせる環境を整えることは、まちづくりにおいて必要不可欠の課題です。本市では、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭など公害対策への取り組みをこれまでも積極的に実施しており、徐々に改善傾向が見られています。しかし、騒音や振動など依然として環境基準を達成していない項目も見られ、更なる取り組みが必要です。更に、近年においては気候変動など、安全・健康を脅かす新たな環境課題も生まれつつあります。

本計画では、防災や健康などとも連携しながら、これら公害や気候変動など新たな生活リスクに対し、積極的に取り組み、市民の暮らしや企業活動の安全・健康を包括的に守るまちづくりを推進します。

基本目標5 学びやつながりを大切にするまちづくり (環境情報や環境教育*などの政策基盤)



環境のまち実現には、行政だけでなく市民や事業者などあらゆる主体が、連携・協働することが必要不可欠です。本市では様々な取り組みを行っているものの、各取り組みの市民に対する認知度は極めて低く、これまで以上の積極的な情報提供が必要と考えています。

本計画では、環境情報の積極的な提供や環境教育など、市民や事業者が環境に関する情報により一層アクセスしやすい環境を整えるとともに、環境に取り組む市民や事業者が連携・協力できる仕組み作りを進めるとともに、行政が率先して環境に配慮した取り組みを実施することで、学びやつながりが生まれるまちづくりを推進します。



SDGs 未来都市に選定！ 多文化共生の未来都市・知立の実現を目指す

内閣府は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進に当たり、SDGsを原動力とした地方創生（地方創生 SDGs）を推進しています。経済・社会・環境の三側面において優れた SDGs の取組を提案する地方自治体を「SDGs 未来都市」として選定しています。

知立市は 2021 年 5 月に「多文化共生の未来都市知立を目指して～日本人・外国人誰一人取り残さない持続可能なまちづくり～」と題した提案で「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs の普及啓発に取組むとともに、多文化共生や環境保全、カーボンニュートラルの取組を知立市一体となって推進しています。

SDGs の考え方や取組を活用して、知立市の地域課題の解決や市民・事業者など様々な主体の連携の機運を醸成し、共通の目標に向かって取り組んでいきます。



出典：知立市ホームページ
SDGs 未来都市選定の様子

第3章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

3-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の役割と位置づけ

地球温暖化対策は、世界共通の問題としてその解決に向けて取り組んでいくものです。「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」では、地方公共団体が実施する地球温暖化対策の総合的な計画として、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定に努めることが定められています。

この計画は大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成され、事務事業編は当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、区域施策編はその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画と定められています。特に、区域施策編は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画として、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等が求められ、環境基本計画全体と関わりが深いものです。また、2021 年 3 月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）」により、実行計画の実効性を高めるため、再生可能エネルギー利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する内容について定めること等が明記されました。

本市は、現計画（2018 年 3 月策定）において、2013 年度を基準年、2027 年度を目標年とする地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しています。これまで計画に基づき温暖化対策を実行してきましたが、COP21 のパリ協定の採択や 2050 年カーボンニュートラル宣言、2030 年の温室効果ガスの削減目標の新たな設定により、これまで以上に積極的に温暖化対策を進める必要があります。そのため、環境施策全般を通じた取り組みの強化と実行力を強化することを目的として、現計画の中間見直しと合わせて新たに計画の改定と目標値の設定を行います。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」第 19 条第 2 項で規定する、「区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」計画として位置づけられます。「知立市環境基本条例（平成 19 年条例第 10 号）」の基本理念をもとに、地球温暖化対策の目標や施策を具体化する行動計画です。市役所が行う事務・事業に関して、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む「知立市エコプラン」（2020 年 3 月改訂）は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と位置づけられます。

3-2 計画の基本的事項

(1) 計画の範囲と主体

本計画は知立市全域を計画範囲とします。

また、本計画は家庭や業務、産業などあらゆる活動が影響することから、行政だけでなく、事業者や市民をはじめとした本市に関係するあらゆる主体が対象となります。

(2) 計画が対象とする温室効果ガス

本計画は、温室効果ガスのうち、市民の暮らしや事業活動に最も密接に関連し、また、最も排出量の多い二酸化炭素の削減を目指す計画とします。

(3) 温室効果ガス排出量推計の基準

二酸化炭素排出量の算出は、環境省作成の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（2023年3月策定）に準拠します。

(4) 計画の基準年と計画期間

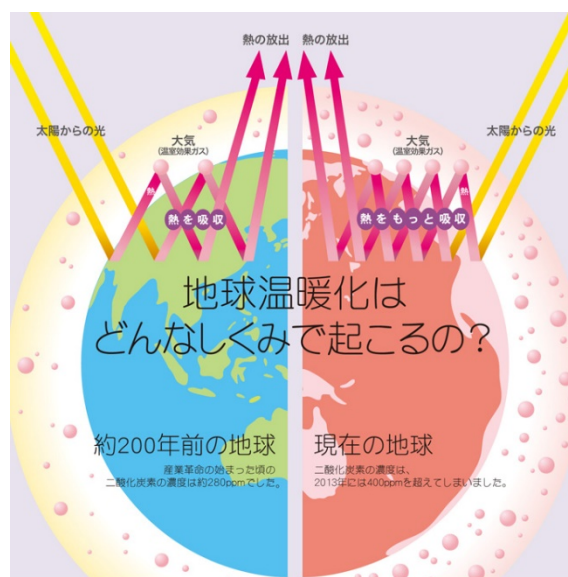
計画の基準年は、現段階で温室効果ガス排出量推計のすべての統計データが整い、日本が温室効果ガス排出削減目標の基準年としている2013年度を基準とし、計画期間は環境基本計画と同じ2018年度から2030年度までとします。



温室効果ガス排出が地球温暖化を引き起こすのはなぜ？

もし大気中に水蒸気、二酸化炭素などの温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出されています。その結果、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これを地球温暖化といいます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
地球温暖化メカニズム

3-3 温室効果ガス排出量の現状

(1) 二酸化炭素排出量の推計基準

二酸化炭素排出量の基本的考え方

本市のエネルギー消費量の算定方法は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（2023年3月策定）に準拠した推計方法としています。2016年の都市ガスの全面自由化に伴い、市単位でのエネルギー源のデータ取得が困難な状況等を踏まえて、算定方法は炭素量按分法とし、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」の排出量を使用します。

表 3-1 推計対象とするエネルギー源と活動項目（自治体排出量カルテ）

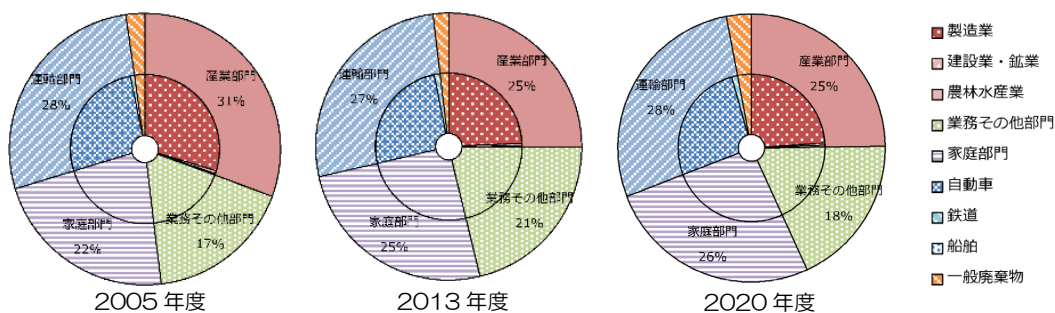
部門・分野		推計手法
産業部門*	製造業	都道府県別按分法
	建設業・鉱業	都道府県別按分法
	農林水産業	都道府県別按分法
業務その他部門		都道府県別按分法
家庭部門		都道府県別按分法
運輸部門*	自動車（貨物/旅客）	全国按分法
	鉄道	全国按分法
	船舶※1	全国按分法
廃棄物分野（一般廃棄物）*		一般廃棄物実態調査結果（環境省）の焼却処理量から推計

※1 知立市は内陸部のため船舶から排出される二酸化炭素はなし



自治体排出量カルテとは？ 知立市の状態を確認してみよう！

自治体排出量カルテとは、地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料であり、データをグラフにより視覚的に得ることができます。環境省公表の資料であるため持続的にデータが取得でき、複数の文献からの統計情報が包括的に取得できます。また、全国の都道府県や市区町村との比較を行うことも可能であり、環境省のホームページから簡単にダウンロードが可能です。ぜひ知立市の排出量の現状や再生可能エネルギー導入状況、他地域との比較などの把握を通じて、より一層、温暖化対策への理解を深めていきましょう。



出典：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

排出量の部門・分野別構成比（自治体排出量カルテ）

(2) 本市における二酸化炭素排出量の現状

自治体排出量カルテより、標準的手法で求められた知立市の二酸化炭素排出量の推移を以下に示します。基準値の2013年度と最新年の2020年度を比較すると、全体的に減少傾向にあり、産業部門で19%、業務その他部門で29%、家庭部門で16%、運輸部門で15%減少しています。

1世帯あたり、1人あたりの二酸化炭素排出量に着目をした場合についても、減少傾向が続いています。なお、1世帯あたりの二酸化炭素排出量が、1人あたり二酸化炭素排出量よりも減少傾向が強い点については、世帯人数自体の減少が影響していると考えられます。本市の人口は増加傾向にあり、二酸化炭素排出量の増加要因となるものですが、これを踏まえても二酸化炭素排出量を抑制できていると評価できます。

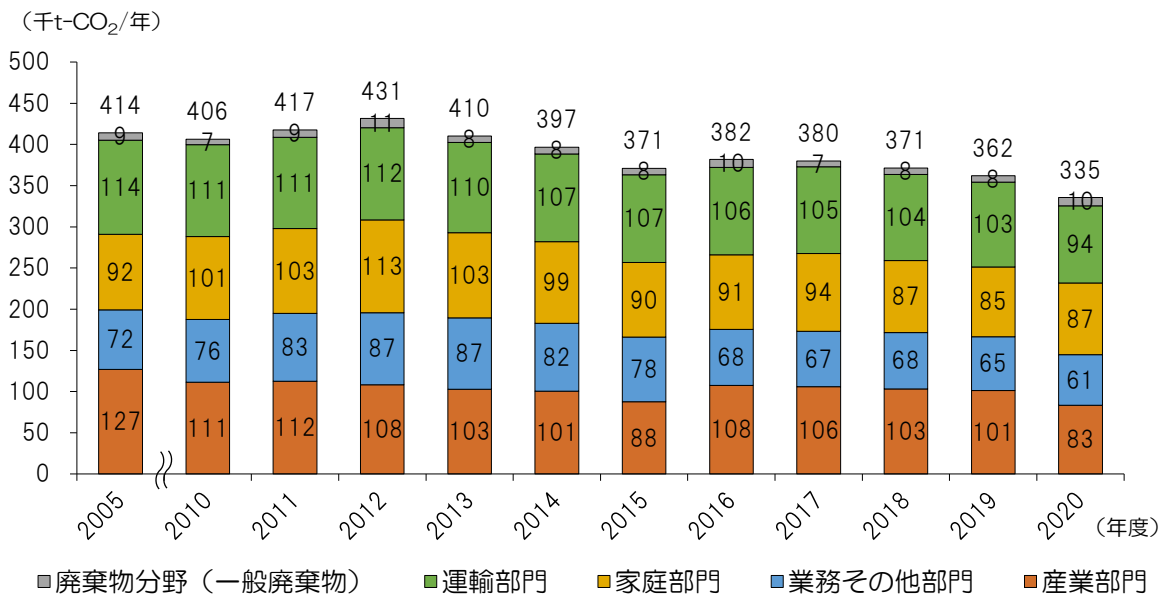


図 3-1 部門・分野別の二酸化炭素排出量の推移

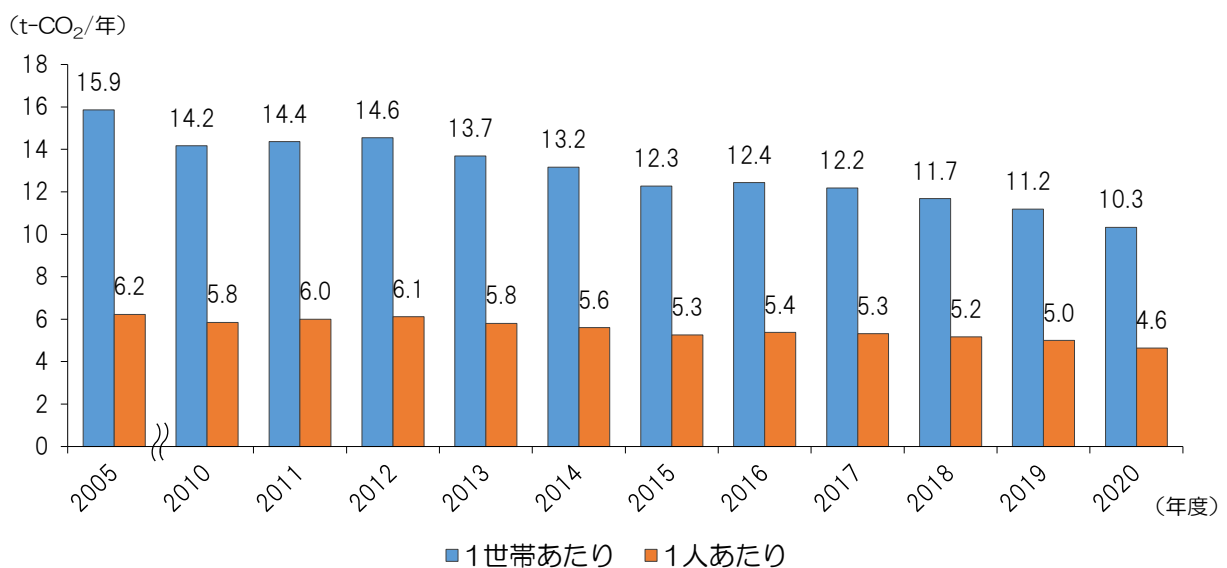


図 3-2 1世帯あたり・1人あたり二酸化炭素排出量の推移

(3) 二酸化炭素排出量の将来推計

二酸化炭素排出量の将来推計手法

二酸化炭素排出量の将来動向を確認するため、本市の二酸化炭素排出量の将来予測を行います。将来推計は、二酸化炭素排出量に影響する活動量のみが変化すると想定し、以下のよ
うな基準で実施します。

表 3-2 二酸化炭素排出量の将来推計条件

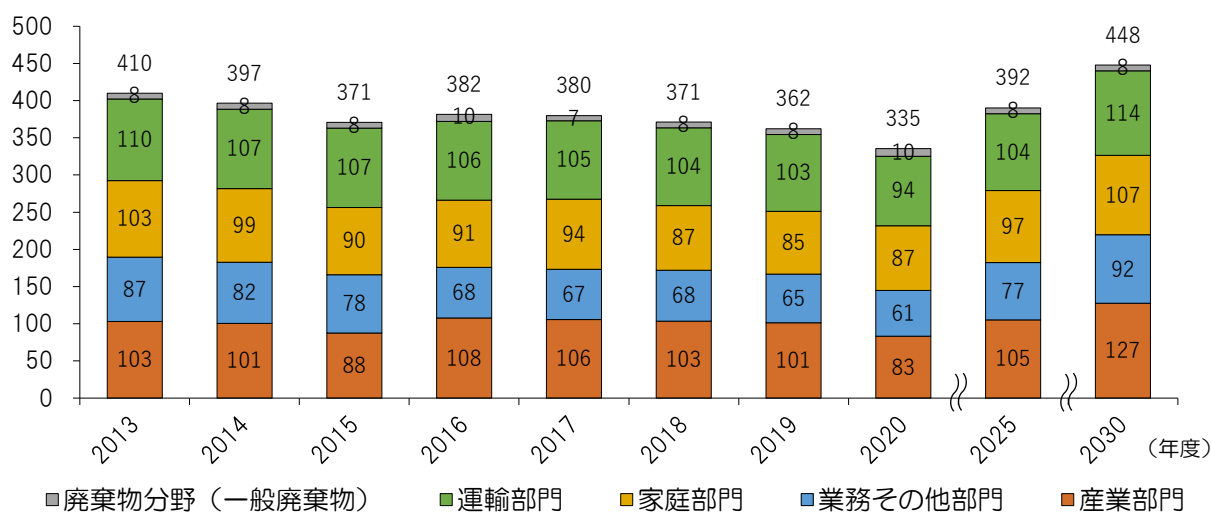
活動項目		将来推計条件
部門・分野	項目	
産業	製造業	基準年 2013 年度から GDP 変化に比例
	建設業・鉱業	基準年 2013 年度から GDP 変化に比例
	農林水産業	変化なしと想定
業務その他		基準年 2013 年度から業務床面積変化に比例
家庭		基準年 2013 年度から将来人口予測に比例
運輸	自動車	基準年 2013 年度から将来人口予測に比例
	鉄道	基準年 2013 年度から将来人口予測に比例
	船舶	基準年 2013 年度から将来人口予測に比例
廃棄物分野	一般廃棄物	変化なしと想定

※GDP 及び業務床面積はエネルギー長期見通し算定時の将来マクロフレーム（全国）、将来人口予測は知立市人口ビジョンを使用

二酸化炭素排出量の将来推計結果

上記の将来推計条件に基づいて 2030 年の将来推計結果を以下に示します。温暖化への対策を十分に行なわない場合、減少どころか基準年（2013 年度）を上回ることが予測されており、市民や事業者、行政が一丸となって、排出量の削減に取り組んでいくことが重要

(千t-CO₂/年)



※四捨五入等の関係により合計が合わないことがある

図 3-3 二酸化炭素排出量の将来推計結果

3-4 温室効果ガス排出量の削減目標

2030 年度までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46%削減します

温室効果ガス排出削減目標は、2021 年 10 月に閣議決定した地球温暖化対策計画における日本全体の削減目標値 46%削減（2013 年度比）および部門・分野別目標を達成することが求められることから、知立市においても同様の削減目標値を設定します。さらに 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素実質排出量ゼロへの挑戦を続けていきます。

部門・分野別の二酸化炭素排出量削減目標の設定方法および目標値を以下に示します。

表 3-3 部門・分野別二酸化炭素排出削減目標

目標設定	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物分野	合計
2013 年度排出量 (基準年)	103	87	103	110	8	410
2030 年度目標	64	43	35	72	7	221
2013 年度からの削減量	39	44	68	38	1	189
2013 年度からの削減率	38%	51%	66%	35%	14%	46%

(千 t-CO₂/年)

※四捨五入等の関係により目標値と削減量、削減率の数値が合わないことがある



一丸となって達成する

2050 年カーボンニュートラルへの道筋

2021 年 4 月、日本全体の温室効果ガス排出削減目標は、2013 年度比 25%から 46%へと大きく引き上げられ、知立市もゼロカーボンシティを表明していることから、日本全体の削減目標と足並みを揃え、2050 年には二酸化炭素実質排出量ゼロを目指していきます。

しかしながら、2050 年のカーボンニュートラルの実現が、経済成長の制約や市民へ我慢を強いだけのものにならないよう、日本全体の成長戦略やビジョンに基づき、知立市においても各部門の対策を推進しながら、日本全体の取組とあわせて目標達成を目指していきます。



エネルギー：

再エネ最優先原則
徹底した省エネ
電源の脱炭素化/可能なものは電化
水素、アンモニア、原子力などあらゆる
選択肢を追求



産業：

徹底した省エネ
熱や製造プロセスの脱炭素化



運輸：

2035 年乗用車新車は電動車 100%
電動車と社会システムの連携・融合



地域・くらし：

地域課題の解決・強靱で活力ある社会
地域脱炭素に向け家庭は脱炭素エネ
ルギーを作って消費



吸収源対策

森林吸収源対策や DACCS (Direct Air
Capture with Carbon Storage) の活用

【知立市での考え方】

出典：環境省

- 公共施設から率先した再生可能エネルギー導入を推進
- 事業者の省エネ推進や脱炭素技術の促進を支援
- 住宅の省エネ化やその支援を積極的に推進
- 二酸化炭素の吸収源となる公園や緑地、樹木などの適正管理 など



家庭で二酸化炭素排出量を下げるには？

省エネ対策と家庭におけるエコ診断のすすめ

家庭での二酸化炭素排出量の削減には、生活の中での身近な取り組みが大切です。こまめに電気を消す、エアコンの使い方を考える、待機電力を削減するなど身近な取り組みを進めるだけで、二酸化炭素排出量も電気料金もコツコツと削減することができます。

また、各種家電の省エネ性能は日に日に向上しているとともに、エネファーム・太陽光発電など大幅な省エネに役立つ機器も普及しつつあります。これらの機器には、国や市の補助制度もあるので、機器の買い替えの際に積極的に活用いただくことが可能です。ご家庭の状況によって、様々な取り組みの仕方がありますので、ぜひ環境にもお財布にも優しいライフスタイルを行ってみたいはいかがでしょうか？



出典：環境省

家庭で出来る二酸化炭素排出量削減の取り組みと効果の例

なお、よりご家庭の実態に即した省エネ活動の内容や具体的な効果を知りたい方には、「家庭エコ診断制度」などがあります。「うちエコ診断士」が環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて行う診断で、受診家庭とのコミュニケーションを通じて、ご家庭のエネルギー対策・地球温暖化対策を診断し、ご家庭に合わせたオーダーメイドの対策を提案するものです。無料で相談できる仕組みとなっています。(家庭エコ診断ホームページ： <http://www.uchieco-shindan.go.jp/>)

第4章 施策の目標と方向性

■施策の全体概要

基本目標	施策分野	施策区分	
基本目標 1 脱炭素で豊かに暮らせるまちづくり 一知立市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	1-1 脱炭素なまちをつくる	①脱炭素まちづくりの展開 ②再生可能エネルギー等導入の促進	
	1-2 脱炭素な暮らしを営む	①家庭における省エネの推進 ②脱炭素な移動の推進	
	1-3 脱炭素な事業活動を営む	①事業者における省エネの推進 ②脱炭素技術開発等の促進	
	基本目標 2 豊かな自然があふれるまちづくり 一知立市生物多様性地域戦略	2-1 生き物の生息地を守り育てる	①生き物及びその生息地の保全 ②生き物との「ふれあい機会」の創出
		2-2 まちのみどりを守り育てる	①公共空間における緑地の管理と保全 ②住宅や事業所、工場での緑化推進
		2-3 身近な自然環境を大事にする	①農業に親しむまちづくり ②協働による身近な緑の維持保全
基本目標 3 資源を大切にす まちづくり	3-1 ごみを減量する	①家庭におけるごみ減量 ②事業所におけるごみ減量	
	3-2 資源の循環利用を進める	①リサイクルの促進 ②資源循環を促進する機会の創出	
	3-3 まちの美化を心がける	①市民が主役の美化活動の促進 ②不法投棄の防止・抑制	
基本目標 4 安全で健康に暮らせる まちづくり	4-1 大気環境を改善する	①大気環境の継続的な監視 ②有害物質への対応策の検討	
	4-2 水環境を改善する	①水環境の継続的な監視 ②下水道の普及と浄化槽の適正管理	
	4-3 公害から生活環境を守る	①騒音・振動対策の推進 ②公害の防止・抑制	
	4-4 安全かつ健康に暮らす	①気候変動への適応策の検討 ②健康で環境に優しい暮らしの促進	
基本目標 5 学びやつながりを 大切にするまちづくり	5-1 環境に関する情報を手に入れる	①環境に関する情報発信 ②市民・事業者に対する助成情報の提供	
	5-2 環境について学ぶ	①子どもたちから環境に親しむ機会づくり ②市民・事業者の環境学習機会の創出	
	5-3 多主体の連携・協働を図る	①環境活動団体との連携・支援 ②市民・事業者との連携・協働体制の構築	
	5-4 環境にやさしい行政を目指す	①行政活動における環境負荷の削減 ②公共施設における環境配慮の促進	

基本目標 1 脱炭素で豊かに暮らせるまちづくり

【知立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

(1) 現状と課題

二酸化炭素排出量と省エネ対策に関する現状と課題

本市の二酸化炭素排出量は 2012 年度以降減少傾向にあり、2020 年度には 2013 年度比で 18%減少しています。業務その他部門は 2013 年度比で 29%削減されている一方で、家庭部門は 16%に留まっていることから、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、これまで以上に事業所や家庭での排出削減が必要不可欠です。

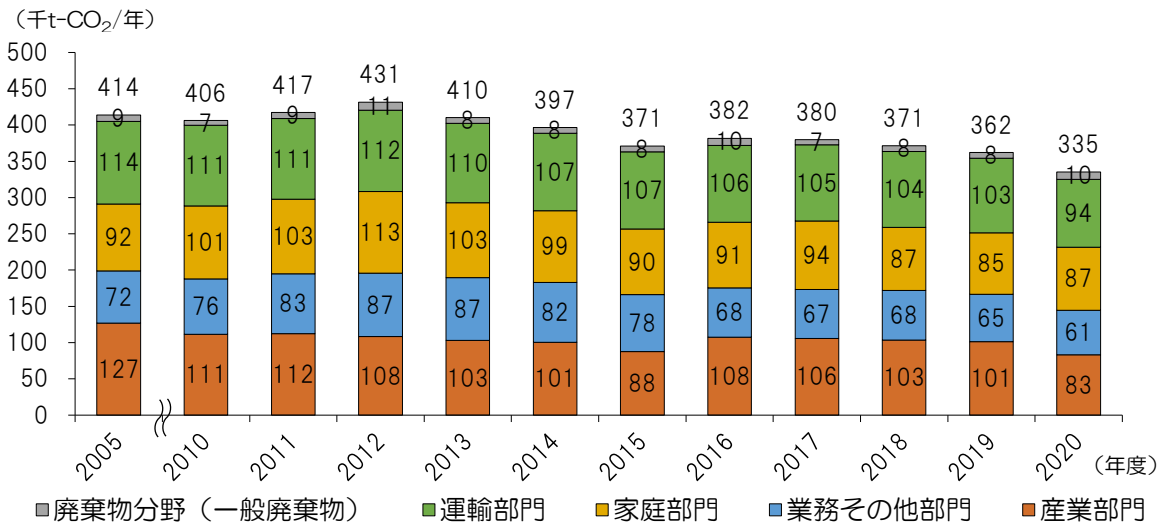
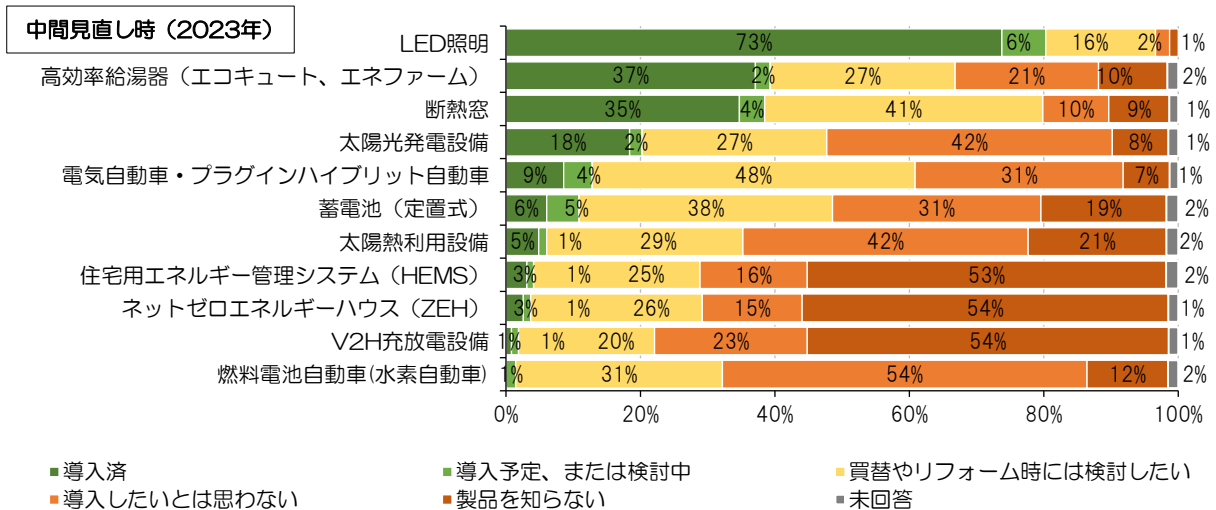


図 4-1 知立市における二酸化炭素排出量の推移 (再掲)

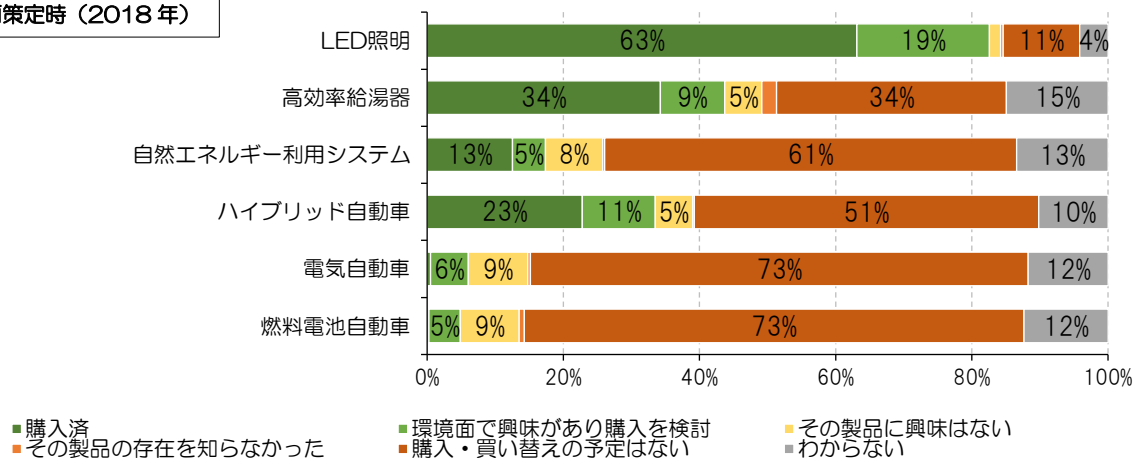
市民アンケート調査より、各家庭の省エネ設備の導入状況として、LED 照明の導入率が 70%以上、高効率給湯機が 30%以上と高く、前回調査と比較してもこれらの導入率は増加傾向にあります。その他の設備についても、買替時やリフォーム時には検討したいという前向きな意見がみられる一方で、HEMS*や ZEH*、V2H*等の認知度は低く、より一層の情報発信や普及啓発が必要です。



出典：市民アンケート調査 (2023 年)

図 4-2 省エネ機器の導入状況 (2023 年)

現計画策定時（2018年）



出典：市民アンケート調査（2016年）

図 4-3 省エネ機器の導入状況（2016年）

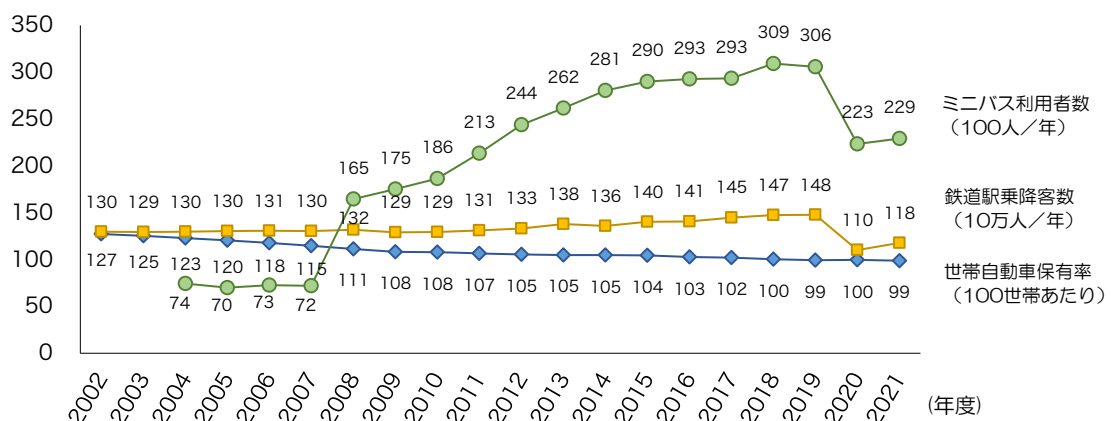
市民の移動と交通に関する現状と課題

本市は鉄道では名鉄名古屋本線、三河線、主要道路網では国道1号、23号、155号が通過する交通の要衝です。世帯の自動車保有率は1世帯に1台程度となっており、公共交通機関の利用者については、2020年度は新型コロナウイルス感染症の流行により利用者が大幅に減少しているものの、2021年度以降は再び増加傾向にあります。今後、知立駅付近連続立体交差事業の完了に伴い、利用しやすい環境を整え、都市構造全体から脱炭素を目指すことが重要です。



出典：国土数値情報等より作成

図 4-4 知立市の主要交通網



出典：知立の統計

図 4-5 各交通機関の利用状況

(2) 施策の構成

基本目標 1 における施策の構成を以下のとおり設定します。

施策分野	施策の概要
1-1 脱炭素なまちをつくる	脱炭素な暮らしを営むことができるまちへの転換を図ることを目標として、市内で行われている再開発*等の活用や再生可能エネルギーの普及促進など、都市構造全体から脱炭素化を目指す取り組みを実施します。
1-2 脱炭素な暮らしを営む	家庭における二酸化炭素排出量の大幅削減をめざし、省エネ生活の普及促進や省エネ機器導入の支援、移動における脱炭素化の推進や自動車からの転換を目指します。
1-3 脱炭素な事業活動を営む	事業活動の脱炭素化をめざし、事業所における省エネ機器導入の支援を行うとともに、脱炭素を「新たな機会」と捉えたビジネスへの展開を後押しします。

(3) 成果指標

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせ、「市全体の二酸化炭素総排出量」を成果指標とします。また、特に家庭における二酸化炭素排出量の削減を重視し、家庭部門における二酸化炭素総排出量を合わせて成果指標と設定します。目標値も地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と同様とします。

■ 成果指標（計画終了時に目標達成を目指す指標）

成果指標	基準値 (2013 年度)	現況値 (2020 年度)	目標値* (2030 年度)
市全体の二酸化炭素総排出量	410 千 t-CO ₂	335 千 t-CO ₂	221 千 t-CO ₂
家庭部門二酸化炭素総排出量	103 千 t-CO ₂	87 千 t-CO ₂	35 千 t-CO ₂

※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と同様の目標値とします。

■ 進捗管理指標（モニタリングにより計画の進捗状況を把握する指標）

進捗管理指標	基準値 (2013 年度)	現況値 (2021 年度)	出典
市内の総電力消費量	329,022 千 kWh	349,909 千 kWh	知立の統計
市内の再生可能エネルギーの導入量	11,592 kW	18,311 kW	固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト等
1 世帯あたり電気消費量	3,813 kWh	3,567 kWh	知立の統計 (電灯使用量/口数)
鉄道駅乗降客数	1,360 万人	1,179 万人	知立の統計（鉄道各駅の乗降客数総計）
業務その他部門二酸化炭素総排出量	87 千 t-CO ₂	61 千 t-CO ₂ *1	自治体排出量カルテより
公共施設における太陽光発電新規導入量	68 kW*2	0 kW*2	知立市財務課調べ


※1 統計データの最新年である 2020 年度データを使用

※2 現計画（2018 年 3 月策定）の基本目標 5 の進捗管理指標から移動

(4) 主要施策の概要

■実施施策一覧

中項目	小項目	施策例
1-1 脱炭素な まちをつくる	(1)脱炭素まちづくりの展開	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画*の推進 <input type="checkbox"/> 公共交通の利便性向上（地域公共交通網形成計画） <input type="checkbox"/> 地域間の連携・協力 <input type="checkbox"/> 知立駅周辺における環境配慮の導入支援 <input type="checkbox"/> 三河知立駅周辺における環境配慮の導入支援 <input type="checkbox"/> 木材利用の促進
	(2)再生可能エネルギー等導入の促進	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の自家消費に係る補助 <input type="checkbox"/> 住宅の省エネ性能の向上に係る補助 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム設置に係る補助 <input type="checkbox"/> 公共施設等への再エネ・省エネ設備等の率先導入
1-2 脱炭素な 暮らしを営む	(1)家庭における省エネの推進	<input type="checkbox"/> 住宅省エネ設備設置に係る補助 <input type="checkbox"/> SNS等を活用した省エネ・環境配慮行動に関する普及啓発 <input type="checkbox"/> 住宅省エネ化に関する普及啓発 <input type="checkbox"/> バイオマスプラスチック*含有の市指定可燃ごみ袋の導入
	(2)脱炭素な移動の推進	<input type="checkbox"/> 次世代自動車*導入に係る補助 <input type="checkbox"/> 電気自動車充電スタンドの設置及び補助 <input type="checkbox"/> 駅前駐車場の利用促進によるパーク・アンド・ライド*促進 <input type="checkbox"/> 公共交通の利用促進 <input type="checkbox"/> 駐輪場の整備 <input type="checkbox"/> レンタサイクルの推進 <input type="checkbox"/> 通勤手段の自動車からの転換支援 <input type="checkbox"/> 歩行環境の改善・向上 <input type="checkbox"/> 散歩道の整備
1-3 脱炭素な 事業活動を営む	(1)事業者における省エネの推進	<input type="checkbox"/> 事業活動における環境認証*の取得支援・促進 <input type="checkbox"/> 業務施設の省エネ対策支援
	(2)脱炭素技術開発等の促進	<input type="checkbox"/> 事業所等に対する環境に関する情報発信・PR




脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」が展開されています。

脱炭素の実現に向けては、暮らしやライフスタイルの分野でも大幅な削減が求められることから、具体的な行動を示しつつ、将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を描き、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。



デコ活
くらしの中のエコろがけ

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

出典：環境省ホームページ
ロゴマークとデコ活アクション

(5) 重点・協働プロジェクト

重点・協働プロジェクト①
知立駅周辺省エネプロジェクト

■知立駅周辺整備事業の概要

知立市は、名鉄名古屋本線が東西に、名鉄三河線が南北に走り、知立駅を中心に市街地が形成され、鉄道が都市の発展に大きな影響を与えてきました。しかしながら、道路交通の増大に伴って、朝夕の通勤時間帯を中心に主要な道路では渋滞が発生し、また、鉄道による市街地の分断は、まちの発展の妨げになってきました。

こうした状況を解決して、都市交通の円滑化、踏切事故の解消及び市街地が一体化した良好なまちをつくるため、知立駅付近連続立体交差事業を進めています。また、併せて土地区画整理事業、市街地再開発事業、街路事業などを進めており、これらの事業を一体的に実施することにより知立駅を中心とした「魅力あるまちづくり」を実現します。



出典：知立市ホームページ
完成イメージ及び事業箇所

■プロジェクトの展開方法

2023年3月、知立駅付近の名鉄名古屋本線上り線豊橋方面行きが高架に切り替わりました。これにより、豊橋方面行きの列車による踏切の遮断がなくなり、踏切遮断時間は約20%削減され、渋滞解消にも寄与しているといえます。整備事業の進展は渋滞解消による二酸化炭素排出量削減に貢献するとともに、道路照明や街路灯のLED化、貯水・排水型の高機能舗装の導入など、知立駅周辺整備事業を契機とした環境配慮を推進します。



名古屋本線（豊橋方面行き）の高架切替

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
□積極的に公共交通を利用し、二酸化炭素排出量の少ない移動を選択する	□LED 照明や高機能舗装など、環境に配慮された製品を積極的に導入する	□知立駅周辺整備事業を契機とした都市構造や移動の転換を推進する

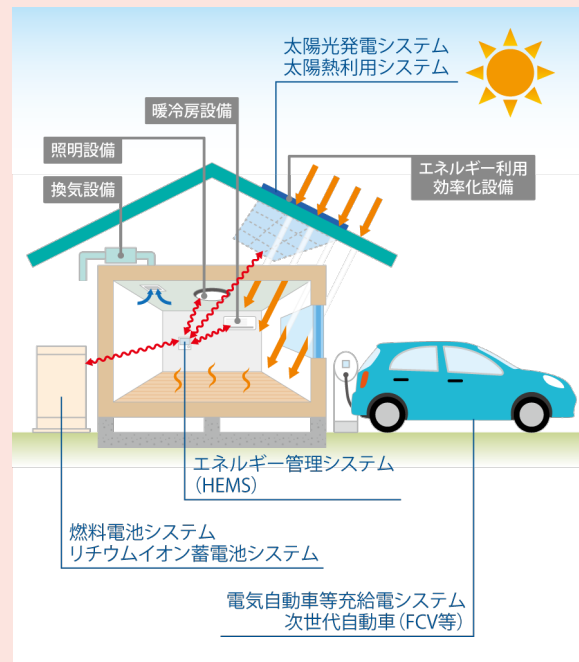
重点・協働プロジェクト②

カーボンニュートラル促進プロジェクト

■家庭の省エネに向けた課題

家庭での省エネは、暮らし方など日ごろの生活習慣で取り組めるものと、省エネ設備や再生可能エネルギー設備など、住宅等の設備更新により改善されるものがあります。

本市でも前者は情報提供で、後者は各種設備に対する助成などで普及促進を目指していますが、対象となる設備の種類が多く、市民まで情報が届きにくいことが実情でした。暮らし全体の省エネ化を実現するためには、これらを総合的に市民にお伝えし、各種制度を積極的に活用してもらうことが必要です。



知立市住宅用地球温暖化対策設備・次世代自動車購入等費用補助金の対象設備

■プロジェクトの展開方法

暮らしの省エネ化を積極的に後押しするため、まずは本市が現在進めている制度を市民に知ってもらうための情報提供を実施します。

また、新たな取組として、本市では地球温暖化の防止に向けた温室効果ガス排出量の削減及び環境意識の向上を図るため、市指定可燃ごみ袋の原材料の一部を植物由来のバイオマスプラスチックを含有したものに変更しました。従来のごみ袋は石油からごみ袋を製造していますが、今回導入するごみ袋はサトウキビやトウモロコシなどの植物由来の物質(バイオマスプラスチック)を原料とし、ごみ袋を製造しています。植物は光合成を行うときに二酸化炭素を吸収するため、バイオマスプラスチックをつかったごみ袋は、温室効果ガス排出量を削減することができますといえます。



新指定ごみ袋のバイオマスマーク

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 省エネを心がけた生活をおくる <input type="checkbox"/> 住宅や自動車の更新の時に環境に優しい設備を選ぶ	<input type="checkbox"/> 商品販売時に環境への影響に関する情報提供を行う <input type="checkbox"/> 住宅や自動車をはじめとして、脱炭素設備に関する補助制度などの案内を行う	<input type="checkbox"/> 環境設備に対する補助の継続・拡充を行う <input type="checkbox"/> 環境に優しい生活に関する分かりやすい情報提供を積極的に行う

重点・協働プロジェクト③ 環境に優しい事業者支援プロジェクト

■事業者の脱炭素化支援に向けた課題

家庭部門においては、LED 照明や高効率給湯器*等の普及により、削減の成果が見えはじめています。その一方、事業所の省エネ対策は家庭と比べて多種多様であり、積極的な支援が難しい状況でした。

また、企業経営の観点から、特に中小事業者においては追加的な設備投資はメリットがなければ難しい点もあります。しかしながら、近年のSDGs（持続可能な開発目標）の策定やパリ協定の採択など、社会的な動向の大きな変革が後押しとなり、環境配慮や脱炭素に関する取組が浸透しつつあります。今後より一層の省エネを推進に向け、ビジネスにとってもプラスとなる取組みを積極的に支援する必要があります。

■プロジェクトの展開方法

これらの取組みを支援するため、本市では2023 年度から市内に事業所を有する事業者がカーボンニュートラル推進の一環として、省エネ診断や省エネ設備等の導入、次世代自動車の購入等に要する費用を一部補助する支援補助を開始しました。また、環境マネジメント認証制度（ISO14000、エコアクション21 など）の取得支援や知立市内の事業者が開発した環境技術の情報収集等を行うことで、環境配慮がビジネスにつながる取組みの検討、実施を行います。

省エネ設備等の導入を検討している事業者の皆様へ

知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金

令和五年 日曜在

知立市では、市内に事業所を有する事業者がカーボンニュートラル推進の一環として、省エネ診断や省エネ設備等の導入、次世代自動車の購入等に要する費用を一部補助します。

■対象となる事業者

- 知立市内に本社または支店を有する中小企業者（個人、会社等）
- 市税を滞納していない者
- 宗教活動又は政治活動の目的として事業を営むものでない者
- 知立市暴力団排除条例（平成26年知立市条例第9号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと 等

■補助対象事業、補助率

1 事業者同一年度につき、次の①～④の各事業1回のみ申請可能です。各事業には補助対象となる条件や対象外費用があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

①省エネ診断の実施（補助率1/2、上限10万円）

- ・当該年度に実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等

②省エネ設備等の導入（補助率1/3、上限50万円）

※省エネ診断に基づき実施するものに限る（国等から省エネ設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている場合を除く）

- ・設備費、附帯設備費
- ・既存設備の改修費
- ・設備の更新又は既存設備を改修するのに必要な調査費及び設計費
- ・設備等の運搬費
- ・設備の更新又は既存設備を改修するのに必要な工事費（附帯設備設置工事費も含む。）
- ・既存設備の撤去処分費

③再生可能エネルギー設備等の導入（補助率1/3、上限50万円）

※再生可能エネルギー設備に基づき実施するものに限る（国等から省エネ設備等の導入に関連する補助金の交付決定を受けている場合を除く）

- ・設備費、附帯設備費
- ・設備の導入に必要な調査費及び設計費
- ・設備等の運搬費
- ・設備の導入又は更新に必要な工事費（附帯設備設置工事費も含む。）及び建物補強工事費
- ・既存設備の撤去処分費

④次世代自動車の購入等（FCV：20万円/台、EVまたはPHV：5万円/台）

※V2HまたはV2L等を装備して電力を配り出せる機能を有するものに限る

- ・購入等する次世代自動車の取得本体価格（車両本体価格の値引きがあったときは、当該値引後の金額）

出典：知立市経済課
カーボンニュートラル推進
事業者支援補助金(2023)

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> □市内のどの事業者が環境に対する取組みを行っているか注目する □環境に優しい事業者を応援する 	<ul style="list-style-type: none"> □事務所の省エネ化を積極的に推進する □環境マネジメント認証の取得を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> □環境に優しい事業活動に向けた情報提供を進める □事業者の省エネ検討（診断・調査）を支援する

基本目標 2 豊かな自然があふれるまちづくり【知立市生物多様性地域戦略】

(1) 現状と課題

生物多様性に関する国内の動向

生物多様性は現在、国際的な課題となっています。国内でも過去 50 年の生物多様性の状況は長期的に損失・劣化傾向にあり、近年では地球温暖化などの地球環境の変化に伴う影響も顕在化していることが報告されています（JBO3*）。2023 年 3 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2023-2030*では、新たな世界目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）に対応した戦略として、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進が掲げられています。現在残っている身近な自然を、地域の担い手を育てながら保全するとともに、持続可能なかたちで利用することが重要となります。また、生き物やわたしたちの暮らしの安心を脅かす外来種*への対応や、絶滅のおそれがある種の保全などに努めることも必要です。



出典：環境省ホームページ



出典：知立市ホームページ

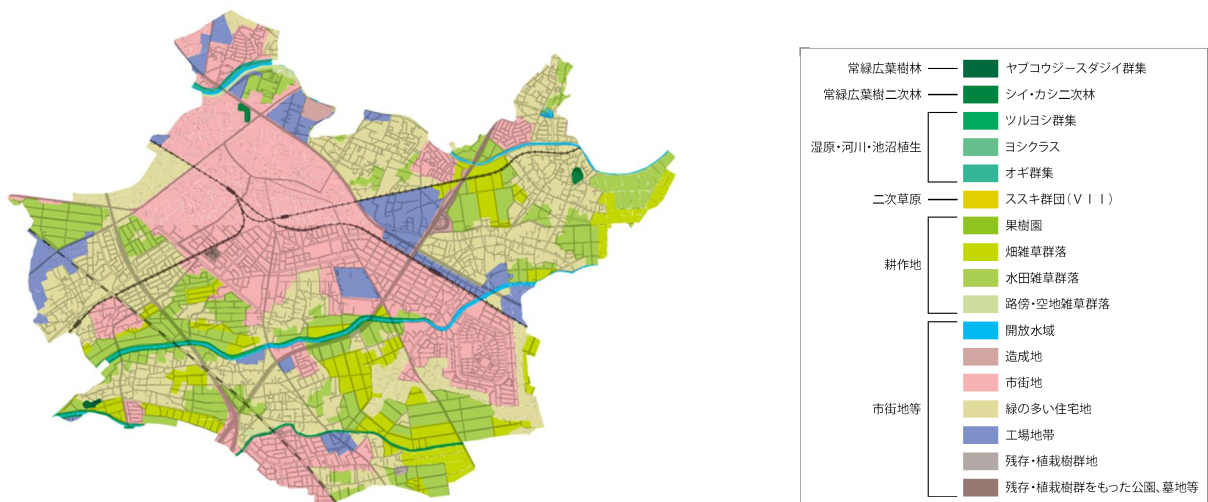


出典：環境省ホームページ

特定外来生物であるブルーギル・クビアカツヤカミキリ・ミシシippアカミミガメ

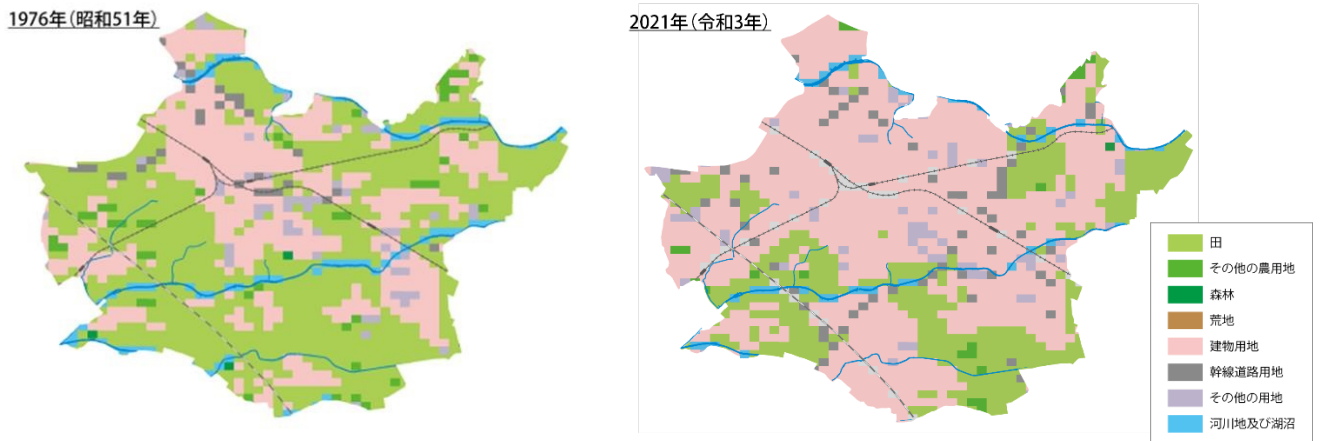
土地利用および緑地保全に関する現状と課題

本市の大部分は段丘と平野で構成されていることから、市内の緑の多くは耕作地が占め、樹林地は社寺周辺の保存樹林を残すのみです。また、猿渡川・吹戸川合流部には、湿原・河川植生であるツルヨシやオギの群落を確認されています。しかしながら、年々農地の宅地化が進行し、限りあるみどりや生き物の生息地が減少しています。



出典：環境省「第7回自然環境保全基礎調査植生調査（2012年度）」より作成

図 4-6 知立市の植生分布



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より作成

図 4-7 宅地化の進行によるみどりの減少

環境学習に関する現状と課題

市内の小中学校では、積極的に生き物や自然に触れ合う環境学習が行われています。

公立保育園では、自然に触れる遊びや地域社会と連携した取り組み（芋ほりや野外学習など）が多数実施されているとともに、小中学校でも総合学習や社会科授業の一環で、さまざまな環境学習に取り組んでいます。今後も、これまで以上に様々な活動に取り組み、子どものころから自然や生き物、環境問題に触れる機会を増やすことが重要です。

表 4-1 市内小中学校での環境学習一覧

学校名	取り組み
知立小	FBC*参加/総合学習/社会科授業/生活科授業/理科授業 委員会活動(栽培活動)/太陽光発電学習
猿渡小	FBC 参加/総合学習/社会科授業/資源回収
来迎寺小	総合学習/社会科授業/生活科授業/理科授業 落ち葉のたい肥化/資源回収
知立東小	緑のカーテン*/FBC 参加/総合学習/社会科授業
知立西小	FBC 参加/総合学習 (SDGs) /社会科授業/資源回収
八ツ田小	環境学習/猿渡川の学習/総合学習/エコキャップ回収 地球温暖化対策学習
知立南小	FBC 参加/総合学習/社会科授業/エコキャップ回収
知立中	アルミ缶回収/エコキャップ回収/環境に関する授業(社会科) クリーンサンデー参加
竜北中	エコキャップ回収/FBC 参加/環境に関する授業(社会科・保健体育科)
知立南中	環境に関する授業/体験活動 資源回収/SDGs マーケット (PTA 活動)

出典：学校教育課提供資料

(2) 施策の構成

基本目標2における施策の構成を以下のとおり設定します。

施策分野		施策の概要
2-1	生き物の生息地を守り育てる	生物多様性の意義や重要性を理解するきっかけとして、様々な学習機会や、市民が生き物と触れ合う機会を積極的に創出します。
2-2	まちのみどりを守り育てる	公園・緑地や街路樹など公共空間におけるみどりを適切に管理・保全するとともに、住宅や事務所、工場などの民間の土地におけるみどりを増やす後押しを行います。
2-3	身近な自然環境を大事にする	身近なみどりである農地・農業への関心を増やすため、農業に親しむ取り組みを進めます。また、市民が主体となってみどりを大切にする仕組みを作ります。

(3) 成果指標

地域全体のみどりの量を示す「緑地率」と、特に市民の身近にあるみどりである「1人あたりの公園緑地面積」の2つを成果指標とします。緑地率については、今後も宅地化が進むことが見込まれるため、現状維持は難しいと考えられますが、可能な限り現在のみどりを維持する目標として、減少率を3割程度食い止める目標を設定します。また、公園緑地についても本市は人口増加にある中で、可能な限りの緑地面積の維持を目標に、引き続き整備を進めます。

■ 成果指標（計画終了時に目標達成を目指す指標）

成果指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
緑地率	28.0%	25.2%*	24.4%
1人あたりの公園緑地面積	4.20 m ² /人	4.17 m ² /人	4.11 m ² /人

※統計データの最新年である2020年度データを使用

■ 進捗管理指標（モニタリングにより計画の進捗状況を把握する指標）

進捗管理指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	出典
外来種捕獲数	16件	4件	知立市環境課調べ
都市公園面積	292,578 m ²	300,519 m ²	知立の統計
生垣・建物・敷地緑化等設置補助件数	7件	3件	知立市都市計画課調べ
市民農園*箇所数（公営）	3箇所	3箇所	知立市経済課調べ
道路愛護団体数	4団体	5団体	知立市土木課調べ
公園愛護団体数	70団体	70団体	知立市都市計画課調べ

(4) 主要施策の概要

■実施施策一覧

中項目	小項目	施策例
2-1 生き物の生息地 を守り育てる	(1)生き物及びその生息地の保全	<input type="checkbox"/> 生物多様性に関する学習機会の創出 <input type="checkbox"/> 歴史的価値の高いみどりの保全・調査 <input type="checkbox"/> 外来種に関する監視及び対策の強化
	(2)生き物とのふれあい機会の創出	<input type="checkbox"/> 生き物とふれあう機会の創出と参加促進 <input type="checkbox"/> 学校教育における生き物観察調査等の推進
2-2 まちのみどりを 守り育てる	(1)公共空間における緑地の管理と保全	<input type="checkbox"/> 「緑の基本計画*」に基づく公園・緑地の整備 <input type="checkbox"/> 道路街路樹の適正管理 <input type="checkbox"/> 公園・緑地樹木の適正管理 <input type="checkbox"/> 公共施設における樹木の適正管理
	(2)住宅や事業所、工場での緑化推進	<input type="checkbox"/> 工場や事業所における緑化の普及啓発 <input type="checkbox"/> 民有地の緑化推進 <input type="checkbox"/> 住宅等における緑化に係る補助
2-3 身近な自然環境 を大事にする	(1)農業に親しむまちづくり	<input type="checkbox"/> 市民農園等の整備・活用 <input type="checkbox"/> 農業塾等による農業指導者の確保 <input type="checkbox"/> 耕作放棄地等に対する適正管理への指導 <input type="checkbox"/> 生産緑地*の保全
	(2)協働による身近な緑の維持保全	<input type="checkbox"/> 道路愛護団体等の認定・支援 <input type="checkbox"/> 公園愛護団体等の認定・支援 <input type="checkbox"/> 河川環境の保全と活用の支援

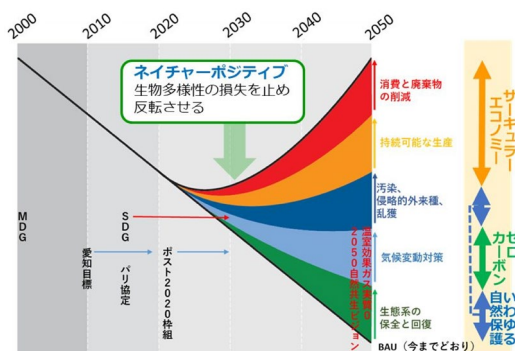


2030年までのミッション 自然再興（ネイチャーポジティブ）

世界はいま、気候変動とあわせて生物多様性の損失の危機にあります。生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年ミッションとして「ネイチャーポジティブ」（自然再興）の考え方が取り入れられました。

ネイチャーポジティブは、愛知目標をはじめとするこれまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意を込めた考え方です。

持続可能な経済社会の形成には、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要です。我が国が直面する数々の社会課題に対し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成を実現させることが必要です。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
地球規模生物多様性概況第5版 GBO5（生物多様性条約事務局2020年9月）

出典：環境省

ネイチャーポジティブの実現に向けて

(5) 重点・協働プロジェクト

重点・協働プロジェクト④ 外来種対策強化プロジェクト

■外来種の問題

外来種とは、人為の影響によって本来の生息・生育地域から、元々は生息・生育していなかった地域に入り込んだ生き物です。反対に、元々その地域に自然分布していた生き物は在来種といいます。外来種はその全てが人間生活に悪影響を及ぼすものではありませんが、中には、その競争能力・繁殖能力の高さや捕食性の強さによって、在来種の生息や地域の生態系や農林水産業へ悪影響を及ぼすとともに、人と動物の共通感染症の感染源となるおそれがあります。また、近年ではヒアリなど、わたしたちの暮らしの安全性を脅かす生き物の確認も行われています。なお、環境省では、外来種による被害予防として、「入れない」「捨てない」「拡げない」の3原則を呼びかけています。



アライグマ

知立市で発見された外来種の一例



出典：環境課

ヌートリア

■プロジェクトの展開方法

外来種に対する適切な対応を強化するため、これまで以上に外来種に関する情報発信を積極的に実施するとともに、特定外来生物等を中心に通報や駆除対策の充実を図ります。

また、環境学習の場などでの外来種に関する情報提供や、市民や事業者と協働した駆除対策の実施などの取り組みを進めます。



出典：環境課

オオキンケイギクの駆除活動

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 外来種を持ち込まない、捨てない <input type="checkbox"/> 特定外来生物を見つけたら市に通報や情報提供を行う <input type="checkbox"/> 外来種の駆除イベント等に協力する	<input type="checkbox"/> 特定外来生物を見つけたら市に通報や情報提供を行う <input type="checkbox"/> 事業活動による外来種持ち込みに注意する	<input type="checkbox"/> 特定外来生物の情報を収集し適切な対応策を実施する <input type="checkbox"/> 外来種に関する情報発信を行う

重点・協働プロジェクト⑤ 緑の応援団拡大プロジェクト

■地域のみどりの保全

知立市では区画整理等により、公園や道路の街路樹、河川周辺の植栽など、公共空間におけるみどりが増加傾向にあります。しかし、これらのみどりを維持保全するためには、清掃や剪定など丁寧な関わりが重要です。今後、地域のみどりを地域の皆さんと行政が協力して守り育てることが必要です。



昭和6号公園のみどり



出典：知立市緑の基本計画
猿渡川のみどり

■プロジェクトの展開方法

現在も市内の道路や公園における地域住民による点検や清掃活動に対して、資材の貸与や活動補助を行う「道路愛護会」「公園愛護会」制度が運用されており、登録団体数が徐々に増加しています。今後も市民や地域が一体となって、公園や道路など身近な緑を美しく保つ活動に対し積極的な支援を行い、協働によるみどりの維持保全を進めます。



出典：土木課
道路愛護会「ガーデン今崎道路愛護会」



出典：広報ちりゅう
公園愛護会「堀切2号公園」

■市民・事業者・市に期待する役割

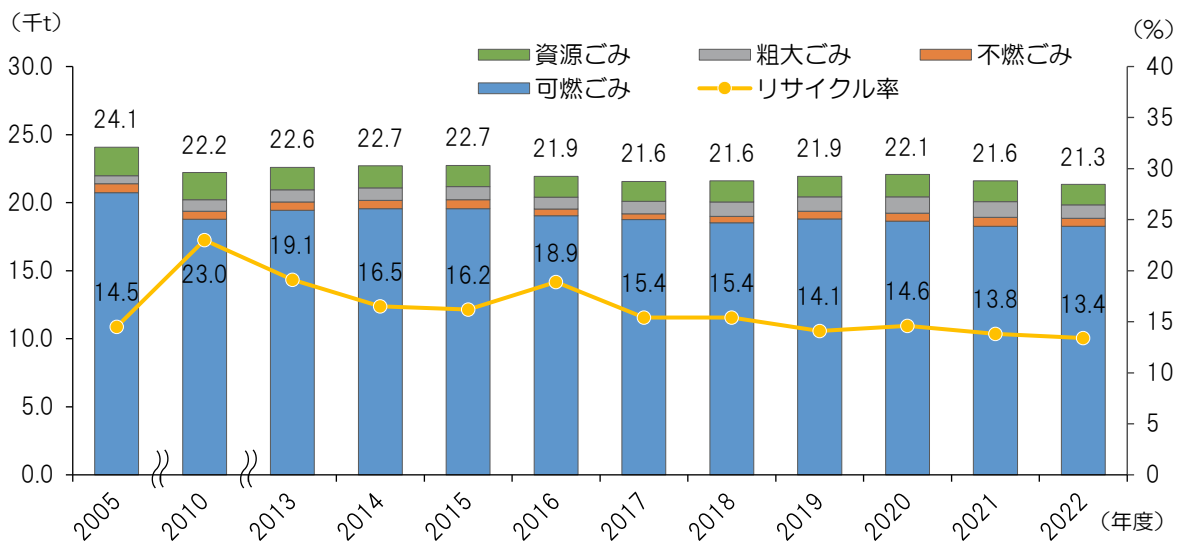
市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 住まいの近くの公共空間の維持管理活動に参加する <input type="checkbox"/> 日ごろから公共空間を美しく保つことを心がける	<input type="checkbox"/> 事業所の近くの公共空間の維持管理活動に参加する <input type="checkbox"/> 市民活動を積極的に応援する	<input type="checkbox"/> 公園や道路、河川など市民による維持管理活動を支援する

基本目標 3 資源を大切に作るまちづくり

(1) 現状と課題

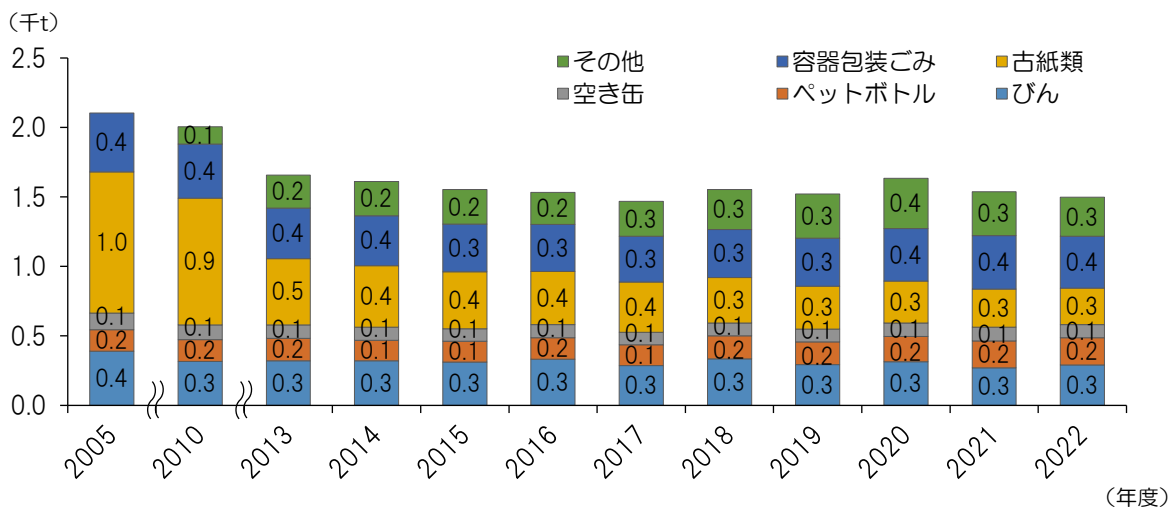
ごみ排出及びリサイクルに関する動向

本市のごみ排出量は 2005 年度と比較するとやや減少しており、特に可燃ごみにその傾向が見られます。ごみのリサイクル率については近年低下傾向です。特に新聞・雑誌などの「古紙類」の減少傾向が顕著となっています。これはリサイクルが行われていないのではなく、行政による収集とは別に民間による収集活動が盛んになってきたことが要因と想定されます。また、廃家電やパソコン、ガラス類・陶磁器類の収集を開始したため「その他」が増加しました。



出典：知立市清掃事業概要

図 4-8 一般ごみ排出量とリサイクル率の推移

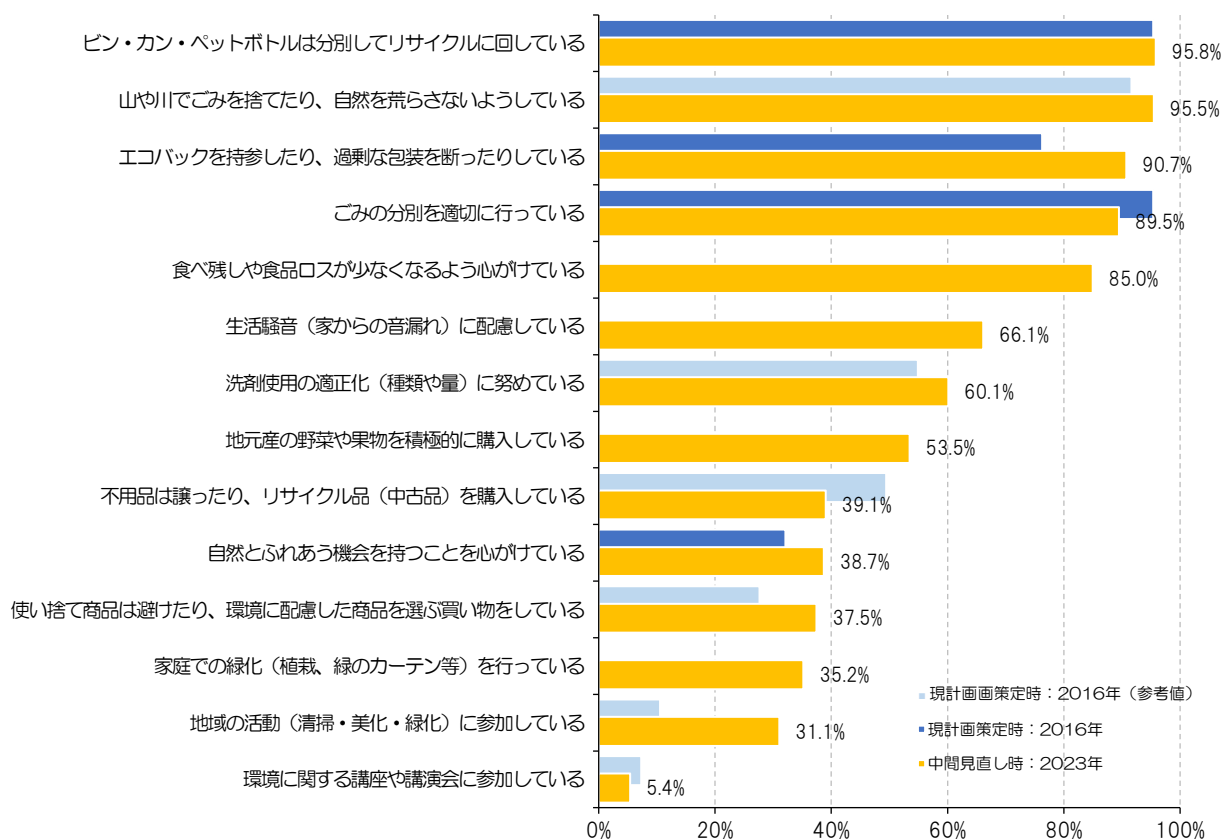


出典：知立市清掃事業概要

図 4-9 資源ごみ排出量の推移

ごみの分別や美化に関する市民意識の変化

市民アンケート調査では、環境配慮行動のうち、リサイクルやリデュース、美化に関する取り組みの実施率が7割以上と回答している方が90%以上となっており、前回調査と比較すると、レジ袋有料化などの影響によりリデュースの取組は増加傾向にあります。その一方で、ごみの分別は前回調査よりもやや減少傾向にあるほか、環境に関する講座や講演会への参加は依然として低いことから、環境学習や美化・緑化活動の普及啓発の必要があります。



出典：市民アンケート調査

図 4-10 暮らしの中で実践している環境配慮の実施状況の比較（実施率7割以上）

(2) 施策の構成

基本目標3における施策の構成を以下のとおり設定します。

施策分野		施策の概要
3-1	ごみを減量する	家庭や事業所において、ごみを出さずに豊かに生活するため、引き続き情報提供やリユースマーケット*等の取り組みのほか、プラスチックごみや食品ロス削減への対策を推進します。
3-2	資源の循環利用を進める	リサイクルを積極的に進めるため、分別や資源回収に向けた取り組みを強化します。さらなる資源循環を促進するため、生ごみ処理機購入補助や生ごみたい肥化事業の実施を行います。
3-3	まちの美化を心がける	身近なまちの環境を美化し、ごみの落ちていないまちづくりを実現するため、クリーンサンデーやプロギング*事業の実施など、美化活動を積極的に後押しします。

(3) 成果指標

本市では、2026年度を目標年度とする一般廃棄物のごみに関する計画である「第3次知立市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「廃棄物処理計画」という。）を2023年3月に改定したところです。そこで、ごみ削減とリサイクルの促進に向け、一般廃棄物処理基本計画で設定されている「1人あたり家庭ごみ排出量」と「リサイクル率」の2つを環境基本計画での成果指標とし、ごみの減量・資源化、適正な処理などを目指していきます。

■成果指標（計画終了時に目標達成を目指す指標）

成果指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1人あたり家庭ごみ排出量	699g/人・日	626g/人・日	595g/人・日以下
リサイクル率	19.1%	13.4%	20.0%以上

■進捗管理指標（モニタリングにより計画の進捗状況を把握する指標）

進捗管理指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	出典
ごみ総排出量	22,600 t	21,338 t	清掃事業概要
資源ごみ総排出量	1,657 t	1,498 t	清掃事業概要
7万人クリーンサンデー参加者数	4,795 人	4,481 人	清掃事業概要
不法投棄処理件数	230 件	83 件	清掃事業概要

(4) 主要施策の概要

■実施施策一覧

中項目	小項目	施策例
3-1 ごみを減量する	(1)家庭におけるごみ減量	<input type="checkbox"/> ごみの出ない生活スタイルの普及促進 <input type="checkbox"/> リユースマーケットの開催 <input type="checkbox"/> 食品ロスの削減に関する普及・啓発
	(2)事業所におけるごみ減量	<input type="checkbox"/> 事業者の廃棄物適正処置に対する指導・情報提供
3-2 資源の循環利用を進める	(1)リサイクルの促進	<input type="checkbox"/> 分別に関する情報提供やごみチェッカーの活用 <input type="checkbox"/> 小型家電や携帯電話等の公共施設・店頭回収 <input type="checkbox"/> 再生資源回収団体への奨励 <input type="checkbox"/> 資源回収拠点の拡充
	(2)資源循環を促進する機会の創出	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理機器購入に係る補助 <input type="checkbox"/> 生ごみたい肥化事業
3-3 まちの美化を心がける	(1)市民が主役の美化活動の促進	<input type="checkbox"/> 7万人クリーンサンデー参加者拡大 <input type="checkbox"/> プロギング等の新たな機会の創出 <input type="checkbox"/> 環境美化推進員の促進 <input type="checkbox"/> 地域のごみ集積場の適正管理支援
	(2)不法投棄の防止・抑制	<input type="checkbox"/> 不法投棄に対する監視・指導体制の強化



自宅で生ごみを処理することで、 ごみの大幅な減量に！

生ごみは水分量が多く、家庭から出る可燃ごみの中で大きな重量を占めています。生ごみを適正に処理するだけで、家庭からのごみを大幅に削減することができます。

近年、生ごみを電動で乾燥させる「生ごみ減量処理機」や、たい肥化を促進させる「コンポスト容器」など、自宅で生ごみを減量する様々な機器があります。本市でも、これら機器購入に対する補助を行っているとともに、無料の貸し出しや、段ボールコンポストの作り方・使い方の講習会を開催しています。これらの制度を有効活用し、生ごみの減量に、ぜひご協力ください。



出典：環境課

段ボールコンポスト講習会の様子

(5) 重点・協働プロジェクト

重点・協働プロジェクト⑥

3R(リデュース・リユース・リサイクル)強化プロジェクト

■更なる3Rの推進

本市では年々ごみ排出量は減少傾向にあり、市民の意識も非常に高いです。今後も引き続き、ごみ減量に向けた取り組みを推進していきます。

ごみの減量のためには、まず「リデュース」でごみの発生を減らし、「リユース」で再利用を行うことで、ごみそのものの発生を減らしたうえで、「リサイクル」再生利用を積極的に進める3Rの強化が必要不可欠です。2023年に改定された第3次知立市一般廃棄物処理基本計画においては、特に優先事項が高いとされる2R(リデュース、リユース)に取り組むこととしています。

■プロジェクトの展開方法

ごみの中で特に大きな重量を占める生ごみの重量を減らすことを目的として、ライフスタイルの普及促進や家庭での生ごみ処理機の導入支援などの取り組みを強化します。あわせて世界的な課題である食品ロスへの対策として、10月の食品ロス削減月間にあわせフードドライブを実施します。また、リユース・リサイクルにおいては、分かりやすい分別情報の提供や不用品を交換できる機会(行政ホームページやリユースマーケットなど)を積極的に実施し、市民・事業者・行政それぞれが、生産から流通、消費のあらゆる段階でごみの発生や排出を抑制する取り組みを進めます。



出典：環境課

リユースマーケット



出典：環境課

フードドライブ

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 生ごみの適正な処理を実践する	<input type="checkbox"/> ごみが少なく、分別しやすい包装や販売を行う	<input type="checkbox"/> ごみ減量・分別に対する積極的かつ取り組みやすい情報提供を実施する
<input type="checkbox"/> 簡単にモノを捨てず再利用を行う		
<input type="checkbox"/> 分別を適切に実施する		

重点・協働プロジェクト⑦ エコアクション拡大プロジェクト

■住みよいきれいなまちにするため

7万人クリーンサンデーは、2023年度で31回目を迎える、本市で長く続く環境美化啓発イベントです。市民の多くがこのイベントのことを知っており、知立市民の環境意識を育てつなぐ大切なイベントであり、今後も継続して実施することが必要です。

一方、近年は参加者・ゴミ収集量ともに減少している傾向にあり、子どもたちをはじめとして、より多くのかたに参加してもらえるイベントへと、リニューアルを図る必要性に迫られています。



出典：環境課
7万人クリーンサンデーの様子

■プロジェクトの展開方法

7万人クリーンサンデーにより多くのかたに参加いただけるよう、市民のニーズや意見もお伺いしながら、より多くの方に届くイベントの広報や情報発信のあり方、事業者への声掛け、参加したいと思えるイベントとを感じる工夫など、様々な見直しを検討します。また、実施したことによる成果がわかるよう、実施後の情報なども積極的に発信します。

さらに2022年度より、新たな取組としてごみ拾いとジョギングを合わせたプロギングイベントを開催しています。環境問題と健康の促進の両面を兼ね備えた取組として、新たな市民参加の機会を創出します。



出典：環境課
プロギングの様子

■市民・事業者・市に期待する役割

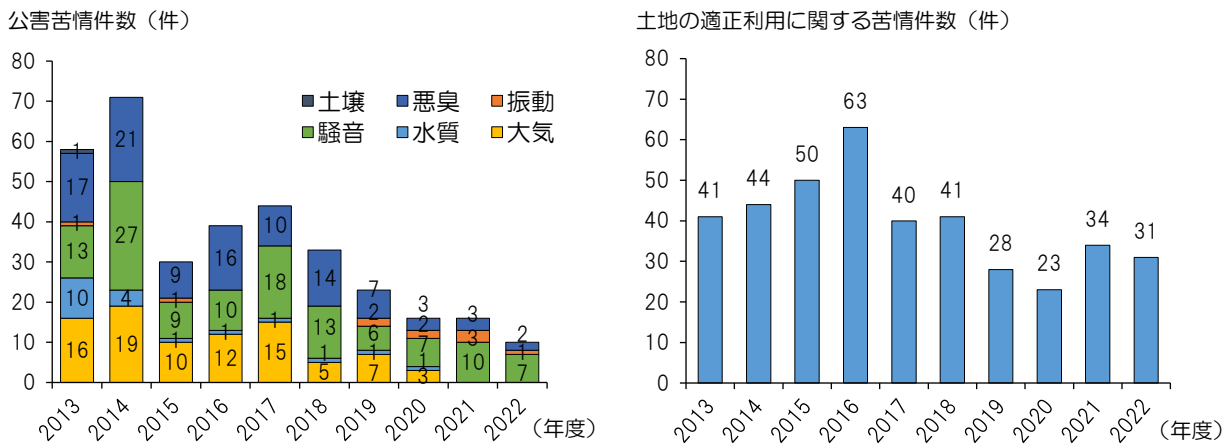
市民	事業者	市
□クリーンサンデーに家族や地域で誘い合い積極的に参加する	□従業員への呼びかけや広報に協力する	□イベントの実施方法を改善し、市民が参加しやすい企画を展開する

基本目標 4 安全で健康に暮らせるまちづくり

(1) 現状と課題

公害苦情に関する現状と課題

本市における公害に関する苦情は、大気・騒音・悪臭の3つが中心です。年によってばらつきはあるものの、年々減少傾向であり、今後も継続した監視や把握を進めることが重要です。また、空地や空家など、土地の適正利用に関する苦情についても2016年度以降減少傾向にありますが、一定数の苦情が確認されることから継続した対策が必要です。



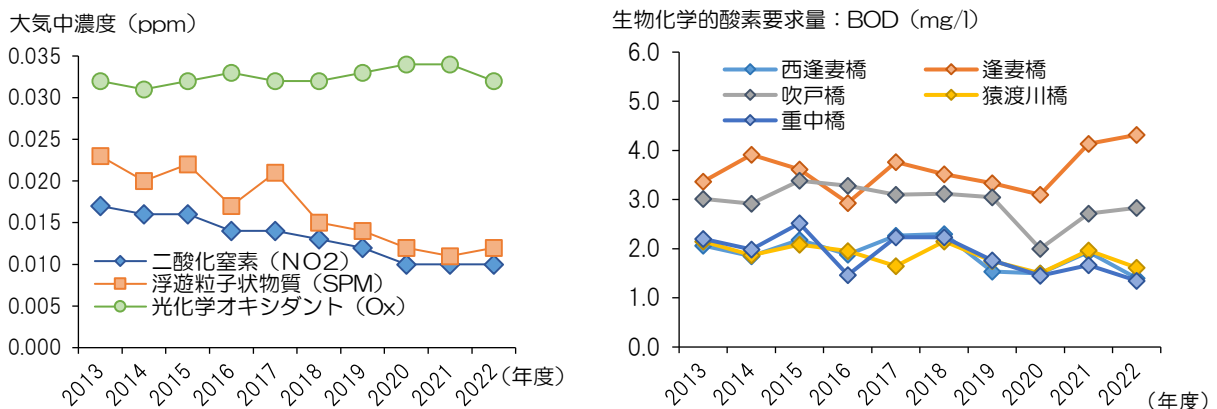
出典：知立の環境

図 4-11 典型7公害（左）および土地の適正利用（右）に関する苦情件数

大気・水環境に関する現状と課題

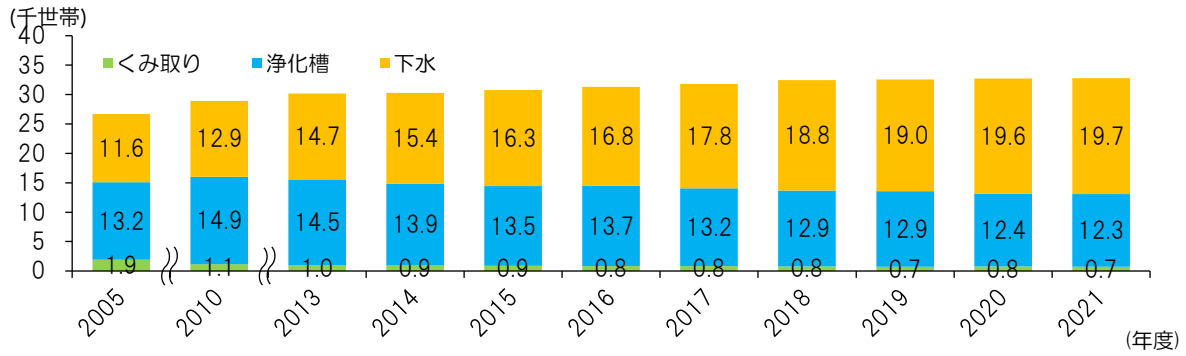
大気環境については、二酸化窒素(NO_2)及び浮遊粒子状物質(SPM)は着実に減少傾向にあり、近年においては、ともに環境基準を達成する状況です。しかし、光化学オキシダントは増加傾向にあり、環境基準を達成することができていません。

水環境については、主要河川における生物化学的酸素要求量(BOD)はほぼ横ばいで推移しているものの、2018年度より環境基準の類型の引き上げにより、基準を下回る河川も見受けられることから、公共下水道への普及率向上などを含め、引き続き継続的な対策が必要です。



出典：知立の環境

図 4-12 大気質測定結果（左）および主要河川の水質測定結果（右）

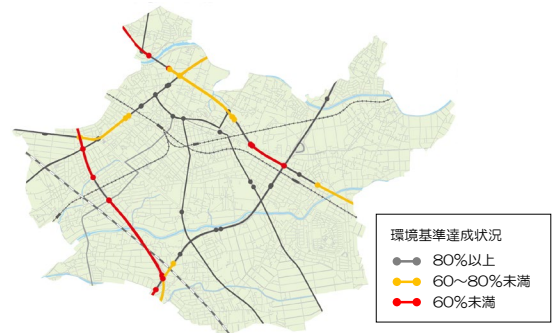


出典：清掃事業概要・知立の統計

図 4-13 くみ取り・浄化槽及び下水接続世帯数の推移

騒音及び振動に関する現状と課題

本市では県内自動車交通の大動脈である国道1号と23号が通過しており、夜間騒音において一部環境基準を達成していない区間が見られます。面的評価においても達成率が80%以下の区間が見られることから、周辺への影響も含め引き続き監視と対策が求められます。

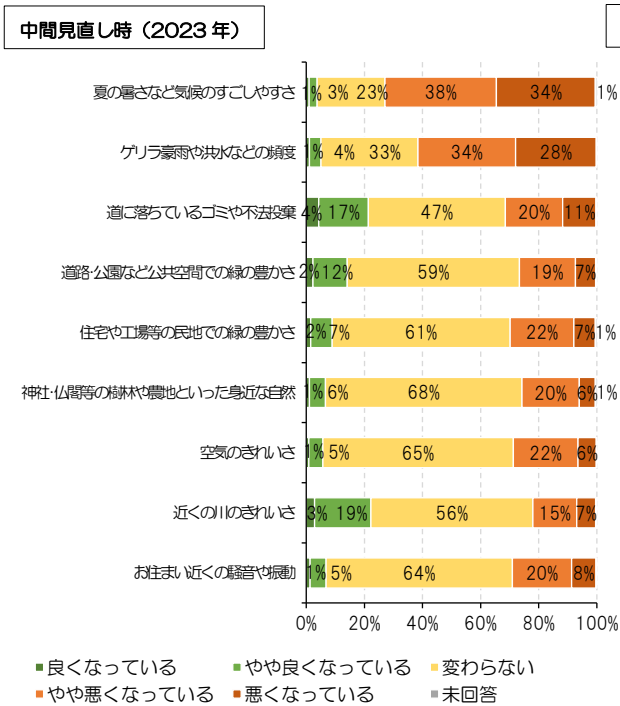


出典：国立環境研究所環境展望台

図 4-14 夜間の騒音面的評価の結果（2017～2021年度）

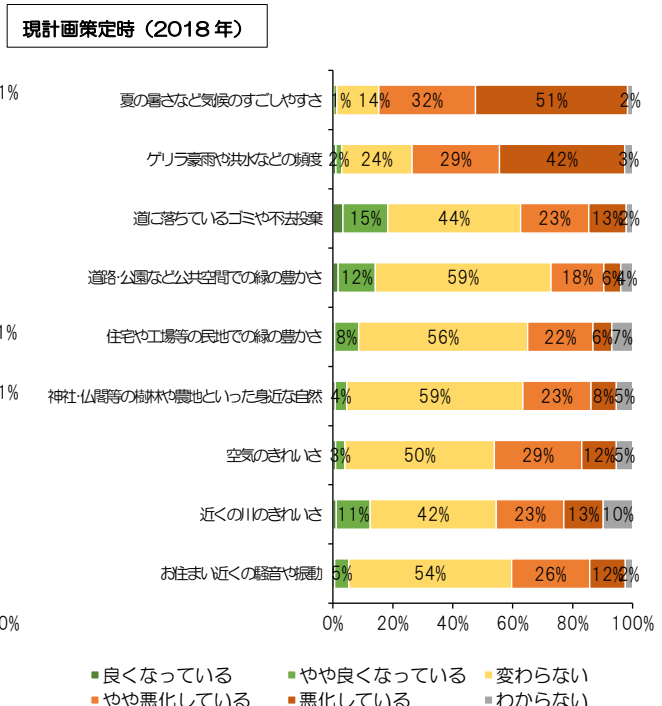
気候変動の動向と知立市への影響

気候変動の影響は深刻化しており、本市も例外ではありません。実際に市民アンケート調査では身近な環境の変化として、半数以上が暑熱や気象災害の悪化を回答しています。また、前回調査と比較すると、環境変化の認識は各項目概ね同様の結果であるものの、暑熱や気象災害は依然として高く、気候変動の影響が既に市民の実感値として現れていることを示しています。



出典：市民アンケート調査（2023年）

図 4-15 5年前と比較した身近な環境の変化



出典：市民アンケート調査（2016年）

図 4-16 10年前と比較した身近な環境の変化

(2) 施策の構成

基本目標4における施策の構成を以下のとおり設定します。

施策分野		施策の概要
4-1	大気環境を改善する	大気環境を継続的にモニタリング*し、有害物質等の監視強化や対策の検討などに努めます。
4-2	水環境を改善する	市内の河川水質の向上に努め、モニタリングを継続します。合わせて下水道等の普及を進めます。
4-3	公害から生活環境を守る	騒音・振動のモニタリングを継続するとともに、対策を強化します。また、空家等の適正管理を進めます。
4-4	安全かつ健康に暮らす	気候変動へ適応するため、防災・暑熱環境対策を進めるとともに、健康な暮らしのための普及啓発を進めます。

(3) 成果指標

より安全・安心な生活環境をめざし、「環境基準達成率」と「公害苦情件数」の2つを成果指標とします。環境基準については、河川の水質環境基準の類型が上位に見直されたこと等により達成率の低下がみられ、一概に状況が悪化しているとはいえないものの、少しでも環境基準を達成する項目が増加するよう、今後も努力を行います。公害苦情件数については、減少傾向にあり、既に目標を達成していることから、現状維持を目標とします。

■ 成果指標（計画終了時に目標達成を目指す指標）

成果指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
環境基準達成率	84.6% (11/13項目達成)	66.7% (8/12項目達成*)	91.7% (11/12項目達成*)
公害苦情件数 (過去3年平均)	63件	14件	14件

※ダイオキシン類の調査終了により、項目数を12項目へ見直し

■ 進捗管理指標（モニタリングにより計画の進捗状況を把握する指標）

進捗管理指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	出典
大気環境の環境基準達成項目数	4/5項目	3/4項目	知立の環境
水質の環境基準達成箇所・項目数	40/40項目	38/40項目	知立の環境
下水道普及率	59%	71%	知立の統計
騒音・振動の環境基準達成箇所・項目数	13/14項目	12/14項目	知立の環境
公害防止協定締結数	12箇所	12箇所	知立の環境
学校給食地産地消率	47%	59%	知立市教育庶務課調べ

(4) 主要施策の概要

■実施施策一覧

中項目	小項目	施策例
4-1 大気環境を 改善する	(1)大気環境の継続的な監視	□大気環境の継続的なモニタリングと結果の公表
	(2)有害物質への対応策の検討	□光化学スモッグ*に対する対応策の研究・検討
4-2 水環境を 改善する	(1)水環境の継続的な監視	□市内主要河川の継続的な水質モニタリングと結果の公表 □水生生物調査の実施
	(2)下水道の普及と浄化槽の適正管理	□下水道の整備と接続率の向上 □合併浄化槽への転換促進と適正管理の啓発
4-3 公害から 生活環境を守る	(1)騒音・振動対策の推進	□騒音・振動の継続的なモニタリングと結果の公表 □条例に基づく建設工事等の騒音・振動発生源の把握と監視
	(2)公害の防止・抑制	□公害防止協定の締結および指導 □空家等の適正管理の促進
4-4 安全かつ健康に 暮らす	(1)気候変動への適応策の検討	□広報による気候変動への適応に関する理解醸成 □河川施設等における水害対策 □水害に対する防災対策の実施 □メール配信サービスによる防災情報の提供 □住宅等における雨水貯留施設の設置推進 □学校・保育園等における熱中症対策の強化 □熱中症への対応に対する情報提供の強化
	(2)健康で環境に優しい暮らしの促進	□学校給食における食育*の推進 □食育計画の推進 □JA 等との連携による地産地消推進



学校給食における 地産地消の取り組み

愛知県では地元で収穫された食材を使用した「愛知を食べる学校給食の日」を実施しています。食の地産地消は、地場産物や郷土料理等を知ってもらうことと同時に、環境面では輸送に係るエネルギーの節約、地場産物の消費拡大に伴う地域の活性化につながります。地元でとれた旬の食材を食す、子どもたちからの習慣作りは、持続可能な社会にむけた取り組みの一つです。



出典：第2次知立市食育推進計画

知立市産の食材を使った給食

(5) 重点・協働プロジェクト

重点・協働プロジェクト⑧

気候変動への適応策理解促進プロジェクト

■ゲリラ豪雨が増えています

現在、国際的に気候変動への適応策への注目が集まっています。これは、省エネなど地球温暖化を食い止める対策（緩和策）だけでなく、気候変動の進行に伴い生じる様々な影響への適応できる社会づくりを進めていこうというものです。

気候変動による影響のうち、わたしたちの生活に直接かつ大きく影響するものとして、ゲリラ豪雨や洪水など水害頻度の増加や、夏の暑熱環境悪化による熱中症増加などが挙げられています。市民・事業者それぞれが少しずつ理解を深め、対策を進めることが重要です。

■プロジェクトの展開方法

まずは気候変動の影響について、市民や事業者が学習できる機会を積極的に創出するため、広報やホームページでの情報公開等を実施します。また、水害をはじめとした防災対策として、2022年3月に洪水ハザードマップを改訂し、日頃から災害への備えや避難に関する情報を提供し、今後も定期的な見直しを行いながら、市民の安全を確保します。あわせて各家庭への雨水貯留浸透施設設置への補助など、関係課と協力をしながら、今からでもできる取り組みを積極的に進めます。

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 気候変動問題およびその適応策について理解を深める <input type="checkbox"/> 生活の中で出来る対策を心がける	<input type="checkbox"/> 気候変動問題およびその適応策について理解を深める <input type="checkbox"/> 事業活動の中で出来る対策を心がける	<input type="checkbox"/> 気候変動問題および適応策について学習できる機会を創出する <input type="checkbox"/> 防災・暑熱環境対策など関係部署と協力して対策に努める



出典：気候変動適応情報プラットフォーム
緩和策と適応策



出典：土木課
洪水ハザードマップ（2022年3月改訂）

重点・協働プロジェクト⑨ 熱中症ゼロプロジェクト

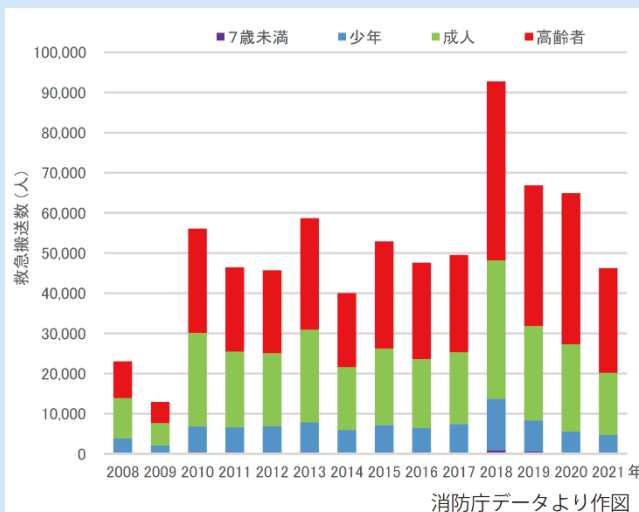
■日本各地で災害級の暑さが続く

毎年、日本各地で記録的な猛暑が報告されており、命を脅かすほどの猛暑は気候危機の深刻さを表しています。

全国で6月から9月の期間に熱中症で救急搬送された方は、2010年以降大きく増加し、特に非常に暑い夏となった2018年以降も搬送者数が多くなっています。また、年齢層別にみると、近年は高齢者の搬送者数が半数を超えており、温度に対する感覚が弱くなる高齢者は室内でも熱中症にかかりやすいといわれています。

そのような中、2021年4月より熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」が新たに全国で運用開始されました。

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に注意を呼びかけ、適切な予防行動をとることで熱中症リスクの軽減に努める必要があります。



出典：環境省

熱中症による救急搬送数 (6~9月)

■プロジェクトの展開方法

熱中症の予防には一人一人の正しい知識の習得と対策が重要であることから、広報やホームページでの情報公開等を実施します。よいとこ祭りなどの夏季のイベント時には熱中症予防の注意喚起を行うほか、屋内での企画や水かけイベントを実施し、熱中症予防を徹底します。

また、子どもは体格上の特徴から大人よりも熱中症の影響を受けやすく、水分補給や休憩などの配慮が必要なことから、教育現場での熱中症対策についても強化していきます。市内全小中学校の普通教室へエアコンが設置されるなど、既に対策は進みつつありますが、屋外活動やスポーツ時には「熱中症警戒アラート」などを活用しながら、事前予防に努めます。

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 熱中症の正しい知識を持つ <input type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート等の情報を取得し対策を徹底する	<input type="checkbox"/> 屋内外問わず、従業員の安全を確保と労働環境の改善に努める	<input type="checkbox"/> 熱中症への対応に対する情報提供を強化する <input type="checkbox"/> 学校・保育園等における熱中症対策を推進する

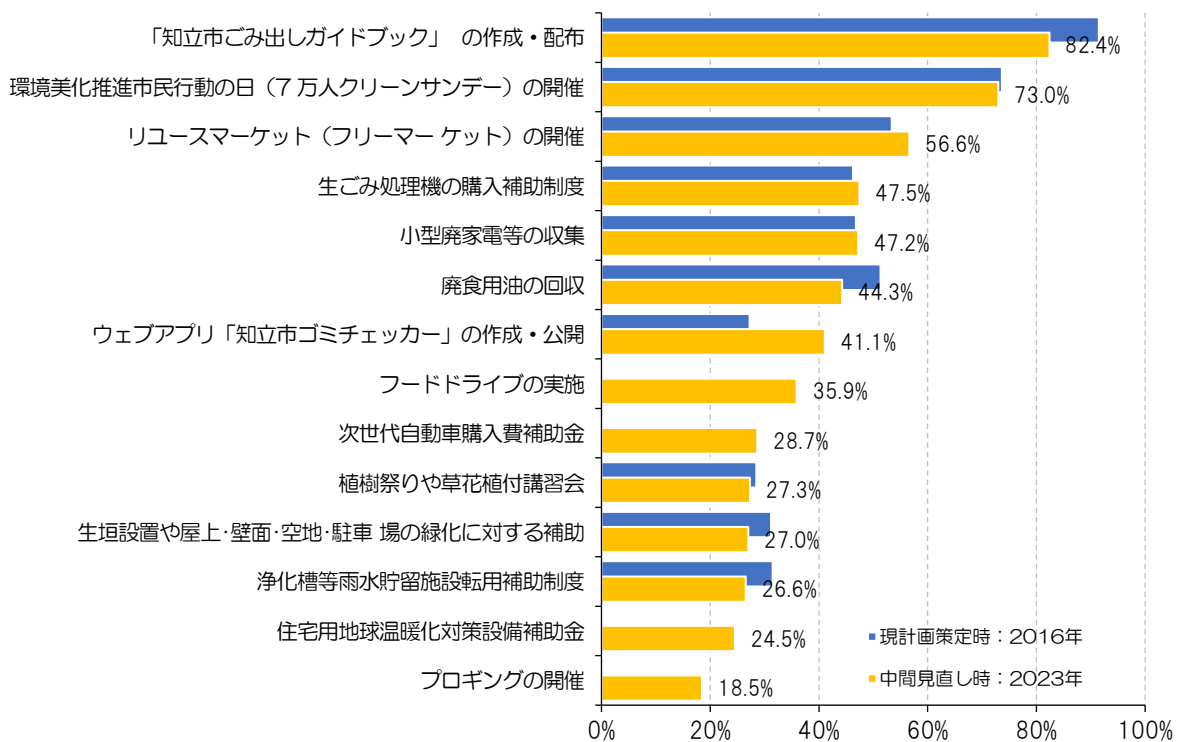
基本目標 5 学びやつながりを大切にするまちづくり

(1) 現状と課題

環境情報の提供に関する現状と課題

本市においては、これまでも様々な環境施策を実施してきましたが、市民への認知度については充分ではありません。市民アンケート調査においても「知立市ごみ出しガイドブック」の作成・配布や7万人クリーンサンデー等については、認知度が半数以上を超えていますが、これらも前回調査と比較するとやや減少傾向にあります。しかしながら、リユースマーケットやウェブアプリ「知立市ゴミチェッカー」の作成・公開は、前回調査よりも認知が向上しているほか、フードドライブやプロギングの実施などの新たな施策が認知されていることは評価できます。

今後は情報提供を中心に、子どものころから積極的に環境について学ぶ機会の創出、多主体が連携・協働できる仕組みの創出などのより一層の取組を図り、知立市が一丸となって環境問題に取り組める体制づくりを進める必要があります。



出典：市民アンケート調査

図 4-17 知立市の実施施策に対する認知度の比較（知らない、未回答を除く）

(2) 施策の構成

基本目標5における施策の構成を以下のとおり設定します。

施策分野		施策の概要
5-1	環境に関する情報を手に入れる	市内の環境に関する現状や取り組み内容を積極的に発信し、市民が環境に関する情報に触れる機会を増やします。
5-2	環境について学ぶ	市民や子どもたちが環境について学ぶ機会を創出し、1人1人の環境意識を育みます。
5-3	多主体の連携・協働を図る	市民・事業者・行政が連携・協働して環境活動に取り組める機会を創出します。
5-4	環境にやさしい行政を目指す	環境に優しいまちづくりを進めるため、行政活動や公共施設で率先して環境配慮を実施します。

(3) 成果指標

環境活動に取り組む市民や団体がこれまで以上に増加するよう「環境美化推進員の委嘱人数」「環境活動に取り組む団体数」を成果指標に設定します。環境美化推進員の委嘱人数は高齢による辞退等により、現況が30名程度に落ち込んでいますが、情報提供や参画機会の増加に引き続き努め、まずは基準値程度への増加を目指します。

■ 成果指標（計画終了時に目標達成を目指す指標）

成果指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
環境美化推進員の委嘱人数	47名	30名	50名
環境活動に取り組む団体数	7団体	10団体	17団体

■ 進捗管理指標（モニタリングにより計画の進捗状況を把握する指標）

進捗管理指標	基準値 (2013年度)	現況値 (2022年度)	出典
環境保全に関する補助金交付件数 (浄化槽・住宅用地球温暖化対策設備・ 生ごみたい肥化事業)	206件	175件	知立の環境、清掃事業概要
出前講座など環境学習機会数	—※1	1件	知立市環境課調べ
つながるネット*への加盟団体数	193団体	149団体	ホームページより算出
環境（SDGs、再エネ、教育等）に関連した協定締結数	—※2	—※2	知立市企画政策課、環境課調べ
公共施設における再エネ由来の電力調達率	—※3	—※3	知立市財務課調べ

※1 現計画策定時に成果指標を新たに設定したため、基準値はなし。

※2 中間見直しで成果指標を新たに設定したため、基準値及び現況値はなし。

※3 中間見直しで成果指標を新たに設定したため、基準値及び現況値はなし。

(4) 主要施策の概要

■実施施策一覧

中項目	小項目	施策例
5-1 環境に関する 情報を手に入れ る	(1)環境に関する情報発信	□市内環境に関するモニタリング結果の公表 □メール配信サービス等による緊急情報の発信
	(2)市民や事業者への助成情報の提供	□市民に対する身近な環境施策情報の発信
5-2 環境について学 ぶ	(1)子どものころから環境に親しむ機会づくり	□学校・保育園等での環境学習の強化 □学校・保育園等でのリサイクル活動の推進 □地域や事業者と連携した環境学習機会の創出
	(2)市民・事業者の環境学習機会創出	□環境に関する出前講座等の積極的な実施 □環境美化推進員の拡大 □各種学習機会に関する情報提供の強化
5-3 多主体の 連携・協働を図る	(1)環境活動団体との連携・支援	□知立市まちづくり推進事業や GCF 活動事業補助金による活動支援 □市民活動団体が交流できる機会の創出 □市民環境活動に対する安全対策の支援
	(2)市民・事業者との連携・協力体制の構築	□事業者の取り組む環境活動の情報発信 □広域連携による市民活動等の表彰制度の検討 □事業者とのパートナーシップの形成
5-4 環境にやさしい 行政を目指す	(1)行政活動における環境負荷の削減	□知立市エコプランに基づく省エネ活動の展開 □クールビス・ウォームビズの継続的な実施 □電力の地産地消*、環境に優しい電力や物品の調達
	(2)公共施設における環境配慮の促進	□学校施設等における積極的な木材の活用 □公共施設の効率的な更新と省エネ設備等の導入 □透水性舗装*等の導入による災害対応力の強化



刈谷知立みらい電力による エネルギーの地産地消の取り組み

知立市では、刈谷知立環境組合クリーンセンターの事業活動で得られる電力（バイオマス電力）を主電源とする、地域新電力*会社「刈谷知立みらい電力株式会社」を 2022 年 11 月に、刈谷市、東邦ガス、碧海信用金庫と共に設立しました。

同社を通じて、公共施設にクリーンな電力を供給し、温室効果ガス排出量の削減、域外に流出していたエネルギー費用の地域内循環の促進、事業利益の地域還元が可能となり、持続可能な地域づくりの原動力となることを期待しています。



出典：知立市ホームページ

刈谷知立みらい電力株式会社の設立

(5) 重点協働プロジェクト

重点・協働プロジェクト⑩ 市民活動支援プロジェクト

■市民活動支援の現況

知立市では、市民の視点から見た地域の課題の解決に取り組むため、市民団体等が積極的にまちづくりに参画し、行政と協働してまちづくりを進めることができるような取組を支援しています。具体的には、ボランティア活動や市民活動のPR、「ふるさと納税制度」を活用しつつ、具体的な事業を市が指定し寄付を募集するガバメントクラウドファンディング（GCF）など、官民連携で地域づくりを進めていきます。



出典：ふるさとチョイス
ガバメントクラウドファンディング
(2023年10月5日時点)

■プロジェクトの展開方法

市民活動は環境や福祉、まちづくりなど様々な分野での展開が期待されます。環境分野を中心に他の分野とのつながりができ、団体等による環境活動が積極的になされるよう、関係課と連携し積極的な周知を図ります。

また、刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が連携して市民活動を活性化するために開設された「かりや衣浦つながるネット」を通じて、広域連携のプラットフォームを形成します。イベント情報や団体に関する情報を閲覧できるほか、会員になればサイト上でイベントの参加者やボランティアを募集することも可能です。

■市民・事業者・市に期待する役割

市民	事業者	市
<input type="checkbox"/> 自らの発意で効果的な地域活動に参加する <input type="checkbox"/> 良い活動に対して、GCFを通じて支援を行う	<input type="checkbox"/> 地域にとって望ましい活動に対してGCFや直接的に支援を行う	<input type="checkbox"/> 市民が実施する地域活動に対し、支援・補助を行う

第5章 計画の推進体制と進行管理

5-1 計画の推進体制

環境基本計画を推進するため、事業を確実に行うことのできる推進体制を整えるととともに、市民や市民団体、事業者、行政機関などとの連携を積極的に実施します。

(1) 関係部署との積極的な連携

基本計画を着実に推進するため、各施策を環境課はじめ関係部署それぞれが責任を持って進めます。また、部署間の連携や情報共有を円滑に図るため、エコプラン推進員*を設置します。

(2) 関係行政機関との連携

計画の推進にあたっては、他の行政機関と積極的な連携を行います。

環境省はじめ国の行政機関等については、全国的な環境行政の方向性について情報共有を図り、計画や施策の方向性について確認を行います。また、広域的に対策が必要な事項を中心に、愛知県や周辺市町村と連携し効率的かつ効果的な対応を図ります。

(3) 市民や事業者とのコミュニケーション

広報、ホームページやSNS等を積極的に活用するとともに、回覧板や市内小中学校での連絡など、多様な方法でなるべく多くの市民や事業者に届く情報発信を心がけます。計画の進捗についても積極的な情報発信に努め、市民のニーズをフィードバックする機会を創出します。

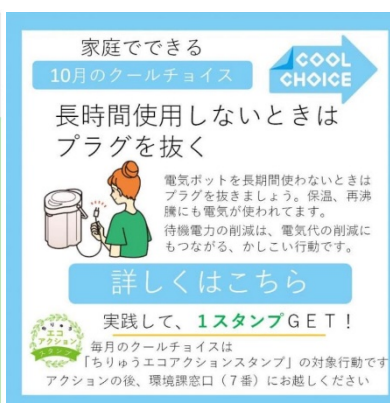


知立市 LINE 公式アカウントのご登録をお願いします！

知立市では、幅広い世代へ情報を届けるため、コミュニケーションアプリ「LINE」の公式アカウントによる情報発信を行っています。

環境に関する情報では、ごみ収集日のお知らせや家庭でできる温暖化対策を月毎にお届けしていますので、ぜひ身のまわりの小さなことからチャレンジしてみませんか？

さらに、防災情報やハザードマップなどにもワンタップでアクセスが可能ですので、日頃から最新の情報に触れておくことは、様々な災害への備えの第一歩となります。

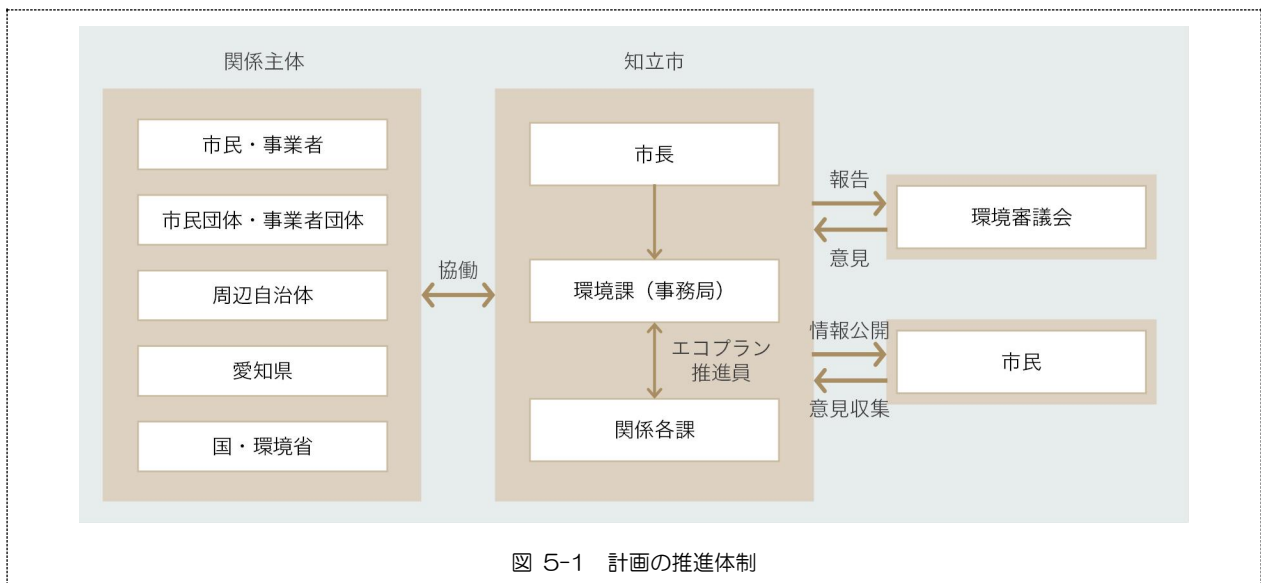


出典：知立市ホームページ

左：PR チラシ、右：家庭でできる取組の配信

(4) 審査機関の設置

知立市環境基本条例第 20 条に基づき設置された知立市環境審議会により、計画の進捗状況の確認と、必要な方向性の見直しや施策の改善等を図ります。

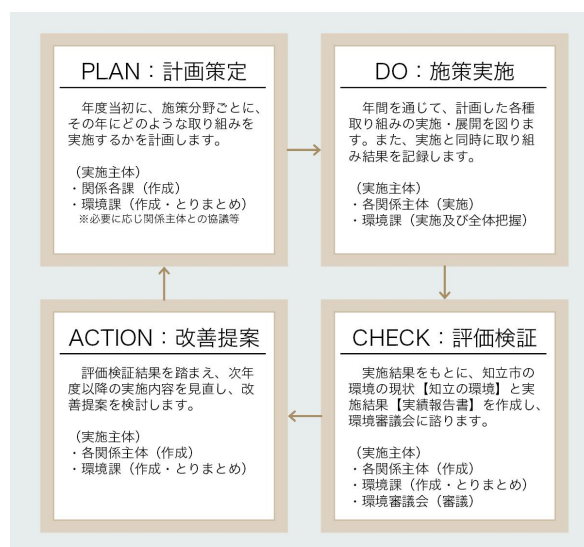


5-2 計画の進行管理

環境政策を適切に進めるため、PDCA サイクルを用いた進行管理を実施します。

本計画に基づき、年次行動計画を毎年作成したのち、その年に必要な取り組みを実施しながら、進め方や体制を適宜見直します。また、施策の実施結果をもとに、知立市の環境の現状「知立の環境」「実績報告書」を作成し、環境審議会に諮りながら次年度以降の実施内容を見直すことを継続的に実施します。

なお、「知立の環境」「実績報告書」等については、市民への情報公開を行うことを前提に、分かりやすくとりまとめを行います。



第6章 資料編

(1) 環境基本計画の中間見直しの経緯

年月日	内 容
2023 年 3月1日～4月30日 4月1日～4月30日	市民及び事業所アンケートの実施
5月下旬～6月上旬	庁内ヒアリングの実施
7月6日	第1回知立市環境審議会 ・環境基本計画の概要と見直しのポイント ・第2次知立市環境基本計画中間見直しについて（諮問）
8月24日	第2回知立市環境審議会 ・目標設定や指標に対する審議
10月23日	第3回知立市環境審議会 ・中間見直し版の素案に対する審議
12月12日～1月12日	パブリックコメントの実施
2024 年 1月26日	第4回知立市環境審議会 ・第2次知立市環境基本計画 中間見直しについて（答申）
2月	知立市議会3月定例会上程

(2) 環境基本計画に関する市民および事業者アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民や事業者における環境意識や行動の実態把握のために市民や事業者の皆さまにアンケート調査を実施しました。2,124名の市民および56の事業者にご協力いただき、環境活動や環境意識の実態、環境政策に対するニーズを把握しました。

表 6-1 市民アンケート調査の実施概要

項目	概要
調査日程	2023年3月1日(水)～4月30日(日)
調査方法	インターネットによる調査
アンケート対象	知立市内にお住いの18歳以上の方
アンケート項目	①個人属性 ②環境に関する意識 ③環境に対する行動について ④省エネ・再エネ設備の導入について ⑤知立市の環境施策について
アンケート回答数	2,124

表 6-2 事業者アンケート調査の実施概要

項目	概要
調査日程	2023年4月1日(土)～4月30日(日)
調査方法	インターネットによる調査
アンケート対象	知立市内に事業所をおく事業者
アンケート項目	①事業者属性 ②環境に対する意識について ③環境問題に関する取組について ④地球温暖化対策について ⑤環境に関する今後の取組について
アンケート回答数	56

表 6-3 市民アンケート調査の結果概要 ※選択肢の表現や数の違いにより、2016 は参考値となる場合がある

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
関心ある環境問題	地球温暖化問題	68.7%	75.9%	地球温暖化およびごみの増加や不適切な処理への関心が60%を超えており、前回調査と比較しても地球温暖化への関心の高さがうかがえる。	
	ごみの増加や不適切な処理	60.8%	22.0%*		
	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染	43.5%	24.6%*		
	騒音・振動・悪臭問題	31.7%	20.3%*		
	ダイオキシンの発生	10.5%	39.3%*		
	世界的な森林伐採による森林減少（砂漠化）	33.6%	19.9%*		
	動植物の生態系破壊	36.2%	14.9%*		
	身近な自然の減少	41.6%	28.1%		
その他	1.8%				
5年前と比較した身近な環境の変化	夏の暑さなど気候の過ごしやすさ	良くなっている	1.0%	0.3%*	「夏の暑さなど気候の過ごしやすさ」「ゲリラ豪雨や洪水などの頻度」については悪化傾向と感じている回答が半数以上となり、気候変動に関連する環境変化を身近に実感している傾向が強い。その他については「変わらない」が概ね半数を占めているものの、「道に落ちているゴミや不法投棄」「近くの川をきれいさ」などは比較的好転傾向が高く、美化活動等の一定の成果が表れているといえる。 ※参考値（2016）については2023では5年前と比較した場合の変化を質問しているが、2016では10年前と比較した場合の変化を質問している。
		やや良くなっている	2.8%	1.1%*	
		変わらない	23.4%	13.9%*	
		やや悪化している	38.3%	32.3%*	
		悪化している	34.0%	50.8%*	
		未回答	0.5%	1.6%*	
	ゲリラ豪雨や洪水などの頻度	良くなっている	1.1%	1.0%*	
		やや良くなっている	4.0%	1.9%*	
		変わらない	33.4%	23.5%*	
		やや悪化している	33.6%	29.2%*	
		悪化している	27.7%	41.7%*	
		未回答	0.2%	2.7%*	
	道に落ちているゴミや不法投棄	良くなっている	4.3%	3.4%*	
		やや良くなっている	17.1%	14.9%*	
		変わらない	47.1%	44.3%*	
		やや悪化している	19.7%	22.7%*	
		悪化している	11.5%	12.5%*	
		未回答	0.3%	2.1%*	
	道路・公園など公共空間での緑の豊かさ	良くなっている	2.4%	1.8%*	
		やや良くなっている	11.8%	12.4%*	
		変わらない	59.2%	58.6%*	
		やや悪化している	19.3%	17.7%*	
		悪化している	7.0%	5.7%*	
		未回答	0.4%	3.9%*	
	住宅や工場等の民地での緑の豊かさ	良くなっている	1.5%	0.6%*	
		やや良くなっている	7.4%	8.0%*	
		変わらない	61.3%	56.4%*	
		やや悪化している	22.0%	21.7%*	
		悪化している	7.3%	6.3%*	
		未回答	0.5%	6.9%*	
	神社・仏閣等の樹林や農地といった身近な自然	良くなっている	1.1%	0.8%*	
		やや良くなっている	5.5%	3.9%*	
		変わらない	67.7%	58.7%*	
		やや悪化している	19.7%	22.8%*	
		悪化している	5.6%	8.5%*	
		未回答	0.5%	5.4%*	
	空気のきれいさ	良くなっている	0.8%	0.9%*	
		やや良くなっている	4.9%	3.1%*	
		変わらない	65.5%	49.9%*	
		やや悪化している	22.3%	29.1%*	
		悪化している	6.3%	11.6%*	
		未回答	0.2%	5.4%*	
	近くの川のきれいさ	良くなっている	2.8%	1.1%*	
		やや良くなっている	19.4%	11.3%*	
		変わらない	55.8%	42.1%*	
		やや悪化している	15.0%	22.5%*	
		悪化している	6.6%	13.1%*	
		未回答	0.4%	9.8%*	
お住まいの近くの騒音や振動	良くなっている	1.4%	0.6%*		
	やや良くなっている	5.5%	4.7%*		
	変わらない	64.1%	54.3%*		
	やや悪化している	20.3%	26.0%*		
	悪化している	8.4%	11.9%*		
	未回答	0.3%	2.4%*		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
暮らしの中で実践している環境配慮について	ビン・カン・ペットボトルは分別してリサイクルに回している	いつも行っている	74.3%	79.3%	環境配慮行動の実施状況では、ごみの分別やリサイクル、美化に関しては「だいたい行っている」以上の選択肢が約90%となっており、ごみの適正処理に対する意識が高い。一方で、環境に関する講座や講演会への参加は「あまり行っていない」以下の選択肢が半数以上となっており、環境学習の普及啓発を推進する必要がある。選択肢の表現や数の見直しにより、前回調査時との比較は参考値であるものの、令和2年7月からのレジ袋有料化に伴い、エコバックの持参の実施が増加している。
		だいたい行っている	21.2%	14.8%	
		ときどき行っている	3.2%	3.3%	
		あまり行っていない	0.4%	0.9%	
		全く行っていない	0.5%	0.4%	
		未回答	0.3%	1.4%	
	山や川でゴミを捨てたり、自然を荒らさないようしている	いつも行っている	72.0%	52.4%*	
		だいたい行っている	23.1%	36.9%*	
		ときどき行っている	3.6%	5.2%*	
		あまり行っていない	0.4%	2.3%*	
		全く行っていない	0.6%	0.6%*	
		未回答	0.4%	2.6%*	
	エコバックを持参したり、過剰な包装を断ったりしている	いつも行っている	55.6%	38.9%	
		だいたい行っている	34.9%	35.8%	
		ときどき行っている	5.8%	15.4%	
		あまり行っていない	2.6%	6.4%	
		全く行っていない	0.8%	1.4%	
		未回答	0.3%	2.1%	
	ごみの分別を適切に行っている	いつも行っている	49.8%	74.2%	
		だいたい行っている	39.5%	19.9%	
		ときどき行っている	7.9%	3.2%	
		あまり行っていない	2.3%	1.0%	
		全く行っていない	0.3%	0.4%	
		未回答	0.1%	1.4%	
	食べ残しや食品ロスが少なくなるよう心がけている	いつも行っている	38.1%		
		だいたい行っている	46.5%		
		ときどき行っている	12.5%		
		あまり行っていない	2.1%		
		全く行っていない	0.4%		
		未回答	0.4%		
	生活騒音（家からの音漏れ）に配慮している	いつも行っている	19.6%		
		だいたい行っている	46.4%		
		ときどき行っている	26.8%		
		あまり行っていない	5.4%		
		全く行っていない	1.6%		
		未回答	0.2%		
	洗剤使用の適正化（種類や量）に努めている	いつも行っている	16.9%	16.1%*	
		だいたい行っている	43.0%	37.2%*	
		ときどき行っている	31.0%	27.3%*	
		あまり行っていない	6.6%	13.7%*	
		全く行っていない	2.1%	2.8%*	
		未回答	0.3%	2.8%*	
地元産の野菜や果物を積極的に購入している	いつも行っている	19.0%			
	だいたい行っている	34.4%			
	ときどき行っている	33.6%			
	あまり行っていない	9.2%			
	全く行っていない	3.6%			
	未回答	0.2%			
不用品は譲ったり、リサイクル品（中古品）を購入している	いつも行っている	12.1%	24.9%*		
	だいたい行っている	26.7%	23.4%*		
	ときどき行っている	32.0%	25.2%*		
	あまり行っていない	19.8%	16.6%*		
	全く行っていない	8.9%	7.3%*		
	未回答	0.4%	2.5%*		
自然とふれあう機会を持つことを心がけている	いつも行っている	9.7%	10.1%		
	だいたい行っている	28.8%	20.9%		
	ときどき行っている	36.7%	33.3%		
	あまり行っていない	17.1%	28.6%		
	全く行っていない	7.1%	3.6%		
	未回答	0.6%	3.5%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
暮らしの中で実践している環境配慮について	使い捨て商品は避けたり、環境に配慮した商品を選ぶ買い物をしている	いつも行っている	7.7%	5.6%*	
		だいたい行っている	29.7%	21.2%*	
		ときどき行っている	45.3%	34.3%*	
		あまり行っていない	13.8%	29.7%*	
		全く行っていない	3.2%	6.1%*	
		未回答	0.3%	3.1%*	
	家庭での緑化（植栽、緑のカーテン等）を行っている	いつも行っている	11.0%		
		だいたい行っている	24.2%		
		ときどき行っている	23.2%		
		あまり行っていない	19.3%		
		全く行っていない	22.1%		
		未回答	0.3%		
	地域の活動（清掃・美化・緑化）に参加している	いつも行っている	9.0%	4.2%*	
		だいたい行っている	21.9%	6.0%*	
		ときどき行っている	26.6%	14.4%*	
		あまり行っていない	20.1%	29.2%*	
		全く行っていない	21.9%	43.3%*	
		未回答	0.4%	2.9%*	
	環境に関する講座や講演会に参加している	いつも行っている	1.4%	2.3%*	
		だいたい行っている	4.0%	4.8%*	
		ときどき行っている	15.2%	17.0%*	
あまり行っていない		24.2%	33.9%*		
全く行っていない		54.9%	39.1%*		
未回答		0.3%	2.9%*		
家庭の設備の環境配慮について	油、ごみなどを排水口に流さない	いつも行っている	47.2%		
		だいたい行っている	33.6%		
		ときどき行っている	14.2%		
		あまり行っていない	3.6%		
		全く行っていない	0.8%		
		あてはまる設備はない	0.2%		
		未回答	0.3%		
	エアコンの設定温度や使用時間、管理に気を付けている	いつも行っている	31.6%	31.2%*	
		だいたい行っている	40.5%	26.9%*	
		ときどき行っている	19.8%	13.9%*	
		あまり行っていない	5.7%	11.3%*	
		全く行っていない	1.6%	7.8%*	
		あてはまる設備はない	0.4%	8.9%*	
		未回答	0.3%	23.6%*	
	照明・家電のこまめな電源オフ	いつも行っている	31.1%	27.1%*	
		だいたい行っている	40.8%	20.0%*	
		ときどき行っている	21.8%	18.0%*	
		あまり行っていない	4.9%	6.1%*	
		全く行っていない	0.8%	5.2%*	
		あてはまる設備はない	0.2%	31.2%*	
		未回答	0.4%	26.9%*	
	こまめに水を止める	いつも行っている	29.8%		
		だいたい行っている	40.9%		
		ときどき行っている	22.7%		
		あまり行っていない	5.3%		
		全く行っていない	0.9%		
		あてはまる設備はない	0.1%		
未回答		0.3%			
再配達にならないよう荷物を受け取る	いつも行っている	27.5%			
	だいたい行っている	36.5%			
	ときどき行っている	24.5%			
	あまり行っていない	9.6%			
	全く行っていない	1.2%			
	あてはまる設備はない	0.3%			
	未回答	0.3%			

家庭における環境配慮行動の実施状況への回答では、生活排水への配慮や省エネ行動に関しては「だいたい行っている」以上の選択肢が約70%以上となっている一方で、公共交通機関の利用は「あまり行っていない」以下の選択肢が半数以上となっていることから、生活習慣の見直しや交通環境の改善、公共交通の利用促進を必要がある。選択肢の表現や数の見直しにより、前回調査時との比較は参考値であるものの、電気代高騰等の影響もあり、省エネ行動に関する実施は増加傾向にある。一方で、風呂の残り湯の再利用等の節水への実施が減少している。

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
家庭の設備の環境配慮について	エコドライブに努めている (アイドリングストップ、 ふんわりアクセル等)	いつも行っている	24.8%	27.3%*	
		だいたい行っている	36.7%	22.2%*	
		ときどき行っている	21.8%	13.5%*	
		あまり行っていない	7.9%	11.3%*	
		全く行っていない	1.9%	11.8%*	
		あてはまる設備はない	6.5%	13.8%*	
		未回答	0.5%	17.1%*	
	冷蔵庫の詰め込みすぎや開 け閉めする時間の短縮に気 を付けている	いつも行っている	22.7%	31.0%*	
		だいたい行っている	37.6%	27.9%*	
		ときどき行っている	27.9%	16.4%*	
		あまり行っていない	10.1%	5.5%*	
		全く行っていない	1.3%	2.0%*	
		あてはまる設備はない	0.1%	27.5%*	
		未回答	0.2%	28.2%*	
	余分なものをクルマに載せ ない	いつも行っている	24.0%	13.6%	
		だいたい行っている	29.7%	12.3%	
		ときどき行っている	25.1%	4.7%	
		あまり行っていない	12.6%	13.7%	
		全く行っていない	2.6%	27.3%	
		あてはまる設備はない	5.5%	22.2%	
		未回答	0.4%	13.5%	
	近距離の移動は自転車や徒 歩を活用する	いつも行っている	27.0%		
		だいたい行っている	23.3%		
		ときどき行っている	21.6%		
		あまり行っていない	19.3%		
		全く行っていない	7.1%		
		あてはまる設備はない	1.2%		
		未回答	0.5%		
	風呂の残り湯の再利用な ど、日常生活での節水に取 り組んでいる	いつも行っている	21.2%	29.1%*	
		だいたい行っている	18.4%	32.1%*	
		ときどき行っている	19.5%	15.3%*	
		あまり行っていない	25.3%	12.7%*	
		全く行っていない	11.7%	4.6%*	
		あてはまる設備はない	3.6%	6.2%*	
		未回答	0.4%	29.1%*	
	浄化槽を設置している場合 点検・管理を適切に行う	いつも行っている	28.4%		
		だいたい行っている	10.6%		
		ときどき行っている	7.4%		
		あまり行っていない	3.7%		
		全く行っていない	1.6%		
		あてはまる設備はない	44.6%		
		未回答	3.8%		
公共交通機関をなるべく使 う	いつも行っている	12.8%	11.1%*		
	だいたい行っている	12.9%	9.0%*		
	ときどき行っている	20.4%	18.4%*		
	あまり行っていない	30.7%	25.6%*		
	全く行っていない	20.6%	24.3%*		
	あてはまる設備はない	2.3%	11.5%*		
	未回答	0.3%	11.1%*		
環境にやさしい電力会社を選 んで契約をしている	すでに契約している	39.0%		回答者の39%は環境の観点から電力会社を契約しており、契約の検討を含めると半数以上が前向きな姿勢をみせている。	
	契約の検討をしている	19.2%			
	契約していない	40.4%			
	未回答	1.4%			
自宅の設備の導入状況	LED照明	導入済	73.4%		自宅の省エネ設備導入状況では、70%以上の家庭でLED照明を導入しており、高効率給湯機の導入も30%を超えている。
		導入予定、または検討中	6.5%		
		リフォーム時等には検討	16.3%		
		導入したいとは思わない	2.1%		
		製品を知らない	1.3%		
		未回答	0.0%		
		未回答	0.0%		
	高効率給湯器（エコキュート、 エネファーム）	導入済	37.1%		
		導入予定、または検討中	2.2%		
		リフォーム時等には検討	27.5%		
		導入したいとは思わない	21.3%		
		製品を知らない	10.3%		
		未回答	0.0%		
		未回答	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
自宅の設備の導入状況	断熱窓	未回答	1.6%	その他の設備についても買替時やリフォーム時には検討したいという前向きな意見もみられる一方で、HEMSやZEH、V2Hといったエネルギーの管理やマネジメントに関する設備の認知度は低く、より一層の情報発信や普及啓発が必要である。
		導入済	34.7%	
		導入予定、または検討中	3.8%	
		リフォーム時等には検討	41.4%	
		導入したいとは思わない	9.8%	
		製品を知らない	9.0%	
	太陽光発電設備	未回答	1.3%	
		導入済	18.4%	
		導入予定、または検討中	1.8%	
		リフォーム時等には検討	27.5%	
		導入したいとは思わない	42.5%	
		製品を知らない	8.3%	
	電気自動車・プラグインハイブリット自動車	未回答	1.5%	
		導入済	8.6%	
		導入予定、または検討中	4.2%	
		リフォーム時等には検討	48.1%	
		導入したいとは思わない	30.9%	
		製品を知らない	6.9%	
	蓄電池（定置式）	未回答	1.3%	
		導入済	6.1%	
		導入予定、または検討中	4.8%	
		リフォーム時等には検討	37.7%	
		導入したいとは思わない	31.0%	
		製品を知らない	18.7%	
	太陽熱利用設備	未回答	1.7%	
		導入済	4.8%	
		導入予定、または検討中	1.2%	
		リフォーム時等には検討	29.2%	
		導入したいとは思わない	42.4%	
		製品を知らない	20.6%	
	住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	未回答	1.7%	
		導入済	3.1%	
		導入予定、または検討中	1.0%	
		リフォーム時等には検討	24.8%	
		導入したいとは思わない	16.0%	
		製品を知らない	53.4%	
	ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）	未回答	1.8%	
		導入済	2.6%	
		導入予定、または検討中	1.1%	
		リフォーム時等には検討	25.5%	
		導入したいとは思わない	14.9%	
		製品を知らない	54.5%	
	V2H 充放電設備	未回答	1.5%	
		導入済	0.8%	
		導入予定、または検討中	1.1%	
		リフォーム時等には検討	20.2%	
		導入したいとは思わない	22.7%	
製品を知らない		53.8%		
燃料電池自動車（水素自動車）	未回答	1.4%		
	導入済	0.2%		
	導入予定、または検討中	1.5%		
	リフォーム時等には検討	30.7%		
	導入したいとは思わない	54.1%		
	製品を知らない	12.1%		
課題導入の	未回答	1.5%		
	初期費用が高い	82.2%		
	採算性が見込めない	53.4%		
	管理する手間が増えてしまう	33.9%		
	設置する場所がない	30.7%		
周囲の人の理解	29.9%			

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
	再エネ・省エネ製品に関する知識に触れる機会がない	13.6%		集合住宅など住宅の形式によって、設備の導入が制限されてしまうことや住民や管理会社の理解などの課題も散見された。	
	今は設備の買替・更新を考えるタイミングではない	5.5%			
	その他	3.9%			
知立市の環境施策の認知度	SDGs 未来都市への選出	よく知っている	12.2%		知立市の実施している環境政策の認知度については、SDGs 未来都市への選出が最も高く、2050年ゼロカーボンシティの表明も30%を超えるなど、令和3年度以降の近年の取組が比較的認知度が高く、関連イベントの実施や普及啓発の結果が表れているといえる。前回調査時との比較については、前回調査と同様もしくはやや増加傾向にあるが、再生資源回収団体やイエローカード作戦取組町内会への支援は減少している。
		知っているが詳しい内容は知らない	48.6%		
		知らない	38.4%		
		空白	0.7%		
	不法投棄監視パトロールの実施	よく知っている	14.3%	15.2%	
		知っているが詳しい内容は知らない	37.4%	36.2%	
		知らない	47.8%	48.5%	
		空白	0.5%	0.0%	
	2050年ゼロカーボンシティの表明	よく知っている	4.1%		
		知っているが詳しい内容は知らない	31.9%		
		知らない	63.3%		
		空白	0.7%		
	健康推進員の養成	よく知っている	7.0%	7.0%	
		知っているが詳しい内容は知らない	24.7%	24.9%	
		知らない	67.4%	68.1%	
		空白	0.9%	0.0%	
	環境美化推進員の養成	よく知っている	4.3%	5.7%	
		知っているが詳しい内容は知らない	25.6%	17.6%	
		知らない	69.2%	76.7%	
		空白	0.9%	0.0%	
	クールチョイスの推進	よく知っている	3.6%		
		知っているが詳しい内容は知らない	20.5%		
		知らない	75.1%		
		空白	0.8%		
	水質・大気・騒音のモニタリングと結果の公表	よく知っている	2.4%	1.8%	
		知っているが詳しい内容は知らない	18.2%	14.9%	
		知らない	78.8%	83.3%	
		空白	0.7%	0.0%	
	環境マネジメントシステム（エコアクション21等）の推進	よく知っている	2.4%	2.2%	
		知っているが詳しい内容は知らない	18.0%	13.2%	
		知らない	78.8%	84.6%	
		空白	0.8%	0.0%	
	再生資源回収団体やイエローカード作戦取組町内会への支援	よく知っている	2.8%	5.5%	
		知っているが詳しい内容は知らない	15.1%	15.3%	
		知らない	80.5%	79.2%	
		空白	1.6%	0.0%	
利用または参加したことがある取組	「知立市ごみ出しガイドブック」の作成・配布	よく知っている（利用・参加したことがある）	47.2%		知立市の環境に関する取組への参加や利用状況については、ごみや資源回収に関する取組が上位を占めている。一方で、設備導入の補助制度や講習会については利用や参加が5%以下となっており、より一層の普及啓発が必要である。
		よく知っている（利用・参加したことはない）	14.3%		
		知っている、聞いたことはある	20.9%		
		知らない、聞いたこともない	16.9%		
		未回答	0.8%		
	環境美化推進市民行動の日（7万人クリーンサンデー）の開催	よく知っている（利用・参加したことがある）	42.7%	39.9%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	9.3%	16.1%	
		知っている、聞いたことはある	21.0%	17.7%	
		知らない、聞いたこともない			
		未回答			

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
利用または参加したことがある取組	小型廃家電等の収集	知らない、聞いたこともない	26.4%	26.3%	上位の取組についても、前回調査と比較するとやや減少傾向にある。しかしながら、リユースマーケットやウェブアプリ「知立市ゴミチェッカー」の作成・公開は、前回調査よりも認知が向上しているほか、フードドライブやプロギングの実施などの新たな施策が認知されていることは評価できる。
		未回答	0.6%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	20.4%	12.4%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	14.7%	11.4%	
		知っている、聞いたことはある	12.1%	23.1%	
		知らない、聞いたこともない	52.1%	53.2%	
	ウェブアプリ「知立市ゴミチェッカー」の作成・公開	未回答	0.7%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	19.4%	4.6%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	8.0%	5.2%	
		知っている、聞いたことはある	13.7%	17.4%	
		知らない、聞いたこともない	58.3%	72.8%	
		未回答	0.6%	0.0%	
	リユースマーケット（フリーマーケット）の開催	よく知っている（利用・参加したことがある）	8.1%	6.0%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	18.4%	16.5%	
		知っている、聞いたことはある	30.2%	30.9%	
		知らない、聞いたこともない	42.7%	46.6%	
		未回答	0.7%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	10.8%	7.5%	
	廃食用油の回収	よく知っている（利用・参加したことはない）	10.4%	15.8%	
		知っている、聞いたことはある	23.1%	28.1%	
		知らない、聞いたこともない	54.9%	48.7%	
		未回答	0.8%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	4.2%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	14.3%		
	フードドライブの実施	知っている、聞いたことはある	17.4%		
		知らない、聞いたこともない	62.9%		
		未回答	1.2%		
		よく知っている（利用・参加したことがある）	4.0%	4.3%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	13.2%	12.0%	
		知っている、聞いたことはある	30.3%	29.9%	
	生ごみ処理機の購入補助制度	知らない、聞いたこともない	51.7%	53.7%	
		未回答	0.8%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	1.0%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	12.1%		
		知っている、聞いたことはある	15.6%		
		知らない、聞いたこともない	70.2%		
	次世代自動車購入費補助金	未回答	1.1%		
		よく知っている（利用・参加したことがある）	3.0%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	7.4%		
		知っている、聞いたことはある	14.2%		
知らない、聞いたこともない		74.7%			
住宅用地球温暖化対策設備補助金					

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
利用または参加したことがある取組		未回答	0.8%	
	植樹祭りや草花植付講習会	よく知っている（利用・参加したことがある）	1.7%	1.1%
		よく知っている（利用・参加したことはない）	7.0%	3.7%
		知っている、聞いたことはある	18.6%	23.6%
		知らない、聞いたこともない	71.8%	71.5%
		未回答	0.9%	0.0%
	浄化槽等雨水貯留施設転用補助制度	よく知っている（利用・参加したことがある）	2.1%	3.2%
		よく知っている（利用・参加したことはない）	6.5%	8.4%
		知っている、聞いたことはある	17.9%	19.9%
		知らない、聞いたこともない	72.1%	68.5%
		未回答	1.4%	0.0%
	生垣設置や屋上・壁面・空地・駐車場の緑化に対する補助	よく知っている（利用・参加したことがある）	1.0%	1.0%
		よく知っている（利用・参加したことはない）	6.7%	8.5%
		知っている、聞いたことはある	19.4%	21.6%
		知らない、聞いたこともない	72.1%	68.8%
		未回答	0.9%	0.0%
	プロギングの開催	よく知っている（利用・参加したことがある）	1.1%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	5.9%	
		知っている、聞いたことはある	11.4%	
		知らない、聞いたこともない	80.5%	
未回答		1.0%		

表 6-4 事業者アンケート調査の結果概要 ※選択肢の表現や数の違いにより、2016 は参考値となる場合がある

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
関心ある環境問題	地球温暖化問題	67.9%	19.9%*	「地球温暖化」と「ごみの増加や不適切な処理」が最も多く、次いで大気や水質、騒音など、事業内容と密接な環境問題への関心の高さが確認された。選択肢の内容や数の見直しにより、前回調査時との比較は参考値であるものの、地球温暖化問題の関心度が向上している。
	ごみの増加や不適切な処理	67.9%	30.1%*	
	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染	46.4%	12.5%*	
	騒音・振動・悪臭問題	35.7%	27.1%*	
	ダイオキシンの発生	12.5%	8.3%	
	世界的な森林伐採による森林減少（砂漠化）	12.5%	4.2%	
	動植物の生態系破壊	14.3%	3.5%	
	身近な自然の減少	26.8%	6.9%*	
その他	1.8%	3.7%		
5年前と比較した事業所の身近な環境の変化	夏の暑さなど気候のすごしやすさ	良くなっている	0.0%	「夏の暑さなど気候のすごしやすさ」「ゲリラ豪雨や洪水などの頻度」については悪化傾向と感じている回答が半数以上となっており、気候変動に関連する環境変化を身近に実感している傾向が強い。その他の環境のほとんどは、「変わらない」が半数以上を占めているものの、「道に落ちているゴミや不法投棄」「近くの川をきれいさ」などは好転傾向が 20%以上を占めており、美化活動等の成果が表れているといえる。
		やや良くなっている	5.4%	
		変わらない	17.9%	
		やや悪化している	39.3%	
		悪化している	37.5%	
		未回答	0.0%	
	ゲリラ豪雨や洪水などの頻度	良くなっている	0.0%	
		やや良くなっている	1.8%	
		変わらない	33.9%	
		やや悪化している	37.5%	
		悪化している	26.8%	
		未回答	0.0%	
	道に落ちているゴミや不法投棄	良くなっている	1.8%	
		やや良くなっている	21.4%	
		変わらない	64.3%	
		やや悪化している	8.9%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	0.0%	
	道路・公園など公共空間での緑の豊かさ	良くなっている	5.4%	
		やや良くなっている	5.4%	
		変わらない	73.2%	
		やや悪化している	10.7%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	1.8%	
	住宅や工場等の民地での緑の豊かさ	良くなっている	1.8%	
		やや良くなっている	8.9%	
		変わらない	69.6%	
		やや悪化している	16.1%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	0.0%	
	神社・仏閣等の樹林や農地といった身近な自然	良くなっている	0.0%	
		やや良くなっている	3.6%	
		変わらない	83.9%	
		やや悪化している	12.5%	
		悪化している	0.0%	
		未回答	0.0%	
	空気のきれいさ	良くなっている	0.0%	
		やや良くなっている	1.8%	
		変わらない	76.8%	
		やや悪化している	17.9%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	0.0%	
	近くの川のきれいさ	良くなっている	1.8%	
		やや良くなっている	26.8%	
		変わらない	62.5%	
		やや悪化している	8.9%	
		悪化している	0.0%	
		未回答	0.0%	
事業所近くの騒音や振動	良くなっている	0.0%		
	やや良くなっている	12.5%		
	変わらない	78.6%		
	やや悪化している	8.9%		
	悪化している	0.0%		
	未回答	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
貢献できるゴール	1 貧困をなくそう	14.8%		近年の社会全体での取組の推進も後押しとなり、ほとんどの事業者がSDGsについて認識していることが明らかとなった。また、自社の貢献できるゴールについては、「働きがいも経済成長も」が60%以上と最も多く、次いで「つくる責任つかう責任」となっていることから、事業活動を通じたゴールの達成を認識していることが把握された。
	2 飢餓をゼロに	9.3%		
	3 全ての人に健康と福祉を	40.7%		
	4 質の高い教育をみんなに	22.2%		
	5 ジェンダー平等を実現しよう	24.1%		
	6 安全な水とトイレを世界中に	9.3%		
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	33.3%		
	8 働きがいも経済成長も	66.7%		
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	35.2%		
	10 人や国の不平等をなくそう	25.9%		
	11 住み続けられるまちづくりを	46.3%		
	12 つくる責任つかう責任	53.7%		
	13 気候変動に具体的な対策を	29.6%		
	14 海の豊かさを守ろう	11.1%		
	15 陸の豊かさを守ろう	14.8%		
	16 平和と攻勢をすべての人に	20.4%		
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	18.5%		
環境問題への取組の実施状況	事業活動に伴う排水等による水質汚濁防止	取り組んでいる	23.2%	大気や水質、土壌の汚染、騒音・振動、廃棄物の発生など事業活動に伴う環境問題への対策の実施は、今後の取組意向も含めて、およそ半数以上を占めているものの、環境への配慮など付加価値的な取組に関しては実施率が低い。また、プラスチックごみ削減や環境認証の取得については、事業にあてはまらないという回答も多いため、正しい情報の周知や指導等が重要である。
		ある程度取り組んでいる	21.4%	
		今後は取り組みたい	5.4%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	44.6%	
	事業活動に伴う煙等による大気汚濁防止	取り組んでいる	17.9%	
		ある程度取り組んでいる	23.2%	
		今後は取り組みたい	5.4%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	48.2%	
	事業活動に伴う騒音・振動の抑制	取り組んでいる	26.8%	
		ある程度取り組んでいる	28.6%	
		今後は取り組みたい	10.7%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	28.6%	
	化学物質による土壌・地下水汚染の防止	取り組んでいる	21.4%	
		ある程度取り組んでいる	14.3%	
		今後は取り組みたい	7.1%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	51.8%	
	廃棄物の適正処理や減量・リサイクル	取り組んでいる	53.6%	
		ある程度取り組んでいる	25.0%	
		今後は取り組みたい	7.1%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	7.1%	
	プラスチックごみ削減対策	取り組んでいる	21.4%	
		ある程度取り組んでいる	44.6%	
		今後は取り組みたい	12.5%	
		取り組んでいない	10.7%	
		事業にあてはまらない	10.7%	
	環境に影響の少ない原料や再生資源の利用	取り組んでいる	17.9%	
		ある程度取り組んでいる	42.9%	
		今後は取り組みたい	16.1%	
		取り組んでいない	10.7%	
		事業にあてはまらない	12.5%	
	環境に配慮した自社製品・サービスの提供	取り組んでいる	12.5%	
ある程度取り組んでいる		30.4%		
今後は取り組みたい		16.1%		
取り組んでいない		16.1%		
事業にあてはまらない		25.0%		
	空欄	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
環境問題への取組の実施状況	取引先への環境配慮の要望・依頼	取り組んでいる	10.7%		
		ある程度取り組んでいる	32.1%		
		今後は取り組みたい	19.6%		
		取り組んでいない	26.8%		
		事業にあてはまらない	10.7%		
		空欄	0.0%		
	環境問題についての定期的な社員教育	取り組んでいる	16.1%		
		ある程度取り組んでいる	33.9%		
		今後は取り組みたい	21.4%		
		取り組んでいない	21.4%		
		事業にあてはまらない	7.1%		
		空欄	0.0%		
	環境マネジメントシステムの認証取得	取り組んでいる	32.1%		
		ある程度取り組んでいる	7.1%		
		今後は取り組みたい	16.1%		
		取り組んでいない	32.1%		
		事業にあてはまらない	12.5%		
		空欄	0.0%		
全地域の取組のための環境保	環境関連の社会貢献的事業への参加・開催	10.7%		事業所周辺の清掃活動は 60%を超えており、高い実施が確認できた一方で、地域の環境活動への参加やイベント等の開催については 30%以下となっている。	
	事業所周辺の清掃活動	60.7%			
	地域の清掃、美化、緑化活動等への参加・協力	28.6%			
	環境保全団体等への支援や寄付	16.1%			
	環境関連の講演会・観察会等への参加・開催	16.1%			
	生物多様性の保全活動	3.6%			
	特に取り組んでいない	23.2%			
	その他	1.8%			
由環境問題やSDGsに取り組む理	事業者の社会的責任（CSR）の一環として重要であるため	73.2%		70%以上の事業所が社会的責任の一環と回答しており、CSR の社会的認知が高まりつつあることが確認できる。また、企業経営やPR 材料など対外的な印象を左右する要素として認識されていることも把握され、環境対策への取組が付加的な社会貢献活動から、持続的な企業活動への必要条件と捉える兆しが少しずつ生まれ始めていることが確認できる。	
	今後の業績や企業経営を左右する重要な要素の 1 つであるため	37.5%			
	積極的なPR材料の 1 つであると考えているため	33.9%			
	事業活動停止のリスクを軽減するため	16.1%			
	省エネルギーや資源のリサイクルによるコスト削減のため	44.6%			
	新たな事業活動の展開（ビジネス分野の開拓）に繋がると考えているため	8.9%			
	取引先・関連会社からの指示や同業者間の取り決めを守るため	28.6%			
	法律や条例を守るため	33.9%			
その他	1.8%				
環境問題に取り組む上での課題	社内の環境に対する理解	53.6%		環境問題に取り組む上での課題への回答では、コスト的な問題が最も多く、次いで社内の環境に対する理解や人材不足といった組織的な要因も課題として認識されている。定量的な効果に加え、社内や取引先、消費者など社会全体での認識の変化の必要性が課題として確認された。	
	取引先の環境に対する理解	25.0%			
	消費者・利用者の環境に対する理解	21.4%			
	環境に関する情報の不足	10.7%			
	コスト的な問題	64.3%			
	人材不足	50.0%			
	環境の取り組みへの市場評価の低さ	16.1%			
	環境活動推進のための組織体制の整備	19.6%			
	企業間の協力・連携体制	10.7%			
	行政の環境活動や施策への取り組み姿勢	0.0%			
	特になし	0.0%			
その他	1.8%				
地球温暖化対策の実施状況	電灯の消灯などによる節電	取り組んでいる	44.6%	地球温暖化対策の実施状況についての回答では、省エネ設備の導入や節電などについては 80%以上の実施がみられる一方で、物品や電力などの仕入れに関わる対策はやや実施状況が低い結果となっている。また、従業員のマイカー利用抑制については、今後の実施意欲についても他と比べて低くなっていることから一人一人の行動変容を促す必要がある。	
		ある程度取り組んでいる	41.1%		
		今後は取り組みたい	5.4%		
		取り組んでいない	7.1%		
		分からない	1.8%		
		未回答	0.0%		
	照明、OA 機器などの省エネルギー型機器への切換え	取り組んでいる	47.3%		
		ある程度取り組んでいる	40.0%		
		今後は取り組みたい	7.3%		
		取り組んでいない	5.5%		
		分からない	0.0%		
		未回答	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
地球温暖化対策の実施状況	再生可能エネルギーの割合が高い電力の購入	取り組んでいる	12.5%	
		ある程度取り組んでいる	12.5%	
		今後は取り組みたい	28.6%	
		取り組んでいない	39.3%	
		分からない	7.1%	
		未回答	0.0%	
	冷暖房の使用抑制	取り組んでいる	30.4%	
		ある程度取り組んでいる	51.8%	
		今後は取り組みたい	5.4%	
		取り組んでいない	12.5%	
		分からない	0.0%	
		未回答	0.0%	
	従業員のマイカー利用抑制	取り組んでいる	3.6%	
		ある程度取り組んでいる	14.3%	
		今後は取り組みたい	12.5%	
		取り組んでいない	62.5%	
		分からない	7.1%	
		未回答	0.0%	
	アイドリングストップなどのエコドライブの推進	取り組んでいる	17.9%	
		ある程度取り組んでいる	33.9%	
		今後は取り組みたい	21.4%	
		取り組んでいない	19.6%	
		分からない	7.1%	
		未回答	0.0%	
環境負荷の少ない物品の購入	取り組んでいる	10.7%		
	ある程度取り組んでいる	35.7%		
	今後は取り組みたい	25.0%		
	取り組んでいない	25.0%		
	分からない	3.6%		
	未回答	0.0%		
地球温暖化防止運動	取り組んでいる	3.6%		
	ある程度取り組んでいる	5.4%		
	今後は取り組みたい	30.4%		
	取り組んでいない	44.6%		
	分からない	12.5%		
	未回答	3.6%		
省エネや環境配慮の設備の導入状況	LEDや高効率照明	導入済	76.8%	LED 照明の実施率が 70%以上と高く、次いで高効率エアコンが 30%程度となっている。その他の設備の導入状況は 30%以下となっているものの、導入検討の意向も確認できる。
		導入予定	5.4%	
		導入を検討したい	7.1%	
		導入する予定はない	10.7%	
		あてはまらない	0.0%	
	高効率エアコン	導入済	32.1%	
		導入予定	7.1%	
		導入を検討したい	35.7%	
		導入する予定はない	25.0%	
		あてはまらない	0.0%	
	エネルギーの消費監視装置	導入済	26.8%	
		導入予定	0.0%	
		導入を検討したい	25.0%	
		導入する予定はない	48.2%	
		あてはまらない	0.0%	
	生産設備のエネルギー消費効率化	導入済	8.9%	
		導入予定	1.8%	
		導入を検討したい	26.8%	
		導入する予定はない	62.5%	
		あてはまらない	0.0%	
太陽光発電設備	導入済	16.1%		
	導入予定	0.0%		
	導入を検討したい	30.4%		
	導入する予定はない	53.6%		
	あてはまらない	0.0%		
蓄電池	導入済	3.6%		
	導入予定	3.6%		
	導入を検討したい	32.1%		
	導入する予定はない	60.7%		
	あてはまらない	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
省エネや環境配慮の設備の導入状況	建築物の断熱性能の向上	導入済	17.9%	
		導入予定	1.8%	
		導入を検討したい	35.7%	
		導入する予定はない	44.6%	
	敷地・建物壁面・屋上等の緑化	あてはまらない	0.0%	
		導入済	7.1%	
		導入予定	1.8%	
		導入を検討したい	30.4%	
	エコカー（EV・PHEV）の導入	導入する予定はない	60.7%	
		あてはまらない	0.0%	
		導入済	17.9%	
		導入予定	0.0%	
	エコカー（FCV）の導入	導入を検討したい	41.1%	
		導入する予定はない	41.1%	
		あてはまらない	0.0%	
		導入済	5.4%	
設備導入の課題	導入予定	0.0%		
	導入を検討したい	37.5%		
	導入する予定はない	57.1%		
	あてはまらない	0.0%		
	初期費用がかかる	78.6%		
	コストが高く採算がとれない	64.3%		
	導入を検討する人員が不足している	19.6%		
	相談窓口がわからない	8.9%		
	費用対効果の高い設備機器が分からない	19.6%		
導入に伴う工事で事業活動に支障が生じる	7.1%			
社会貢献活動実施に必要なこと	自社物件ではないため設置が困難	8.9%		
	機器等の買い替えの時期ではない	19.6%		
	その他	1.8%		
	市民・行政との協力体制	39.3%	38.9%	
	環境に優しい企業としてのPR効果	19.6%	19.4%	
	取り組みによる環境面以外の効果	44.6%	36.1%	
	地域住民の理解や協力	14.3%	30.6%	
	取引先や顧客の理解	30.4%	30.6%	
行政の制度的支援	48.2%	25.0%		
環境問題等の取組推進に有効な行政の施策	その他	1.8%	4.2%	
	パンフレットや事例集、マニュアルなどによる情報提供	42.9%	45.8%	
	最新のビジネスや環境問題に関する動向を解説するセミナーなどの学習機会の提供	19.6%	13.9%	
	相談窓口・アドバイザー派遣などの支援	21.4%	12.5%	
	金融機関と連携した環境配慮企業向けの融資支援	23.2%	15.3%	
	補助金・利子補給などの助成制度	67.9%	40.3%	
	取り組みに熱心な事業者の表彰・認証などの支援制度	17.9%	13.9%	
	各企業が実施している環境対策の市民等への紹介や情報提供	12.5%	23.6%	
	環境問題に取り組む企業同士や環境団体との連携や情報交換のための交流協会の提供	12.5%	15.3%	
	事業者単体ではなく複数の事業者が連携して行う環境活動の企画やその支援	16.1%	12.5%	
	各事業者の環境ビジネスや環境配慮活動を市民等に紹介できる展示会やセミナー	7.1%		
環境保全制度に関する協定制度	8.9%	6.9%		
その他	1.8%	6.9%		

初期費用や採算性など費用面での課題が60%以上となっており、その他の課題については20%以下となっているものの、導入を検討する人員の不足や設備機器の選定、相談窓口がわからないなど、組織の体制や情報に関する事項を課題として認識している事業者もみられた。

行政の制度的支援が最も多く、次いで環境面以外の効果への期待、市民・行政との協力体制という結果となった。環境面以外の効果については、ESG投資やSDGsの取組など近年の社会的な機運の高まりを企業経営に活かすための講習会や事例の紹介なども重要である。

補助金などの助成制度が60%以上と最も多く、次いで事例集やマニュアル等による情報提供という結果となった。その他については項目間に大きな差はついていないものの、市民へのPRに関する事項よりも融資や学習機会などのニーズが高いことが把握された。前回調査時との比較では、補助金などの助成制度へのニーズが大きく向上しており、脱炭素の推進や省エネ設備の導入などが背景にあると推察される。その一方で、市民への情報発信や企業間の連携に関する事項はニーズが低下している。

(3) 二酸化炭素排出量推計方法および条件について（2018年3月策定からの変更）

現計画（2018年）からの変更

現計画の二酸化炭素排出量の推計方法は、市単位でデータがあるエネルギー源（電気、都市ガス）は積み上げ法、データがないものは按分法で算出していました。しかし、2016年の都市ガス全面自由化等による市単位でのエネルギー源のデータ取得が困難な状況であること、また、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（2023年3月策定）では、中核市未滿の市町村については国が提供するデータ等を最大限活用し、具体的な対策・施策の検討等に注力することが望ましいとされていることから、本計画から「自治体排出量カルテ」の推計結果を使用することとしました。自治体排出量カルテは、上記マニュアルにて標準的手法と位置付けられている炭素量按分法で推計されており、以下に実績値活用法との比較を示します。なお、推計方法の見直しにより、2018年以前の二酸化炭素排出量推計結果も遡って変更しています。

表 6-5 推計方法の比較

方法	推計方法	メリット	デメリット
実績値活用法	<ul style="list-style-type: none"> 区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を用いて推計 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の分析や対策・施策の効果の分析が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 実績値の把握、推計に時間を要する 市町村単位で把握できないデータがある可能性もある
炭素量按分法 （標準的手法）	<ul style="list-style-type: none"> 全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分して推計 	<ul style="list-style-type: none"> 作業の効率化・省力化が可能 環境省が毎年結果を公表しているため、安定的にデータ取得が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 対策・施策の効果を正確に反映できない場合がある

二酸化炭素排出量の推計方法

自治体排出量カルテで推計されている標準的手法による分野ごとの二酸化炭素排出量の推計方法は以下のとおりです。

表 6-6 二酸化炭素排出量の推計方法（自治体排出量カルテ）

区分		推計方法
産業部門	製造業	【都道府県別按分法】 愛知県の製造業炭素排出量を製造品出荷額等で按分し排出量を推計する。 $(\text{県：製造業炭素排出量}) / (\text{県：製造品出荷額等}) \times (\text{市：製造品出荷額等}) \times (44/12)$
	建設業・鉱業	【都道府県別按分法】 愛知県の建設業・鉱業炭素排出量を従業者数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：建設業・鉱業炭素排出量}) / (\text{県：従業者数}) \times (\text{市：従業者数}) \times (44/12)$
	農林水産業	【都道府県別按分法】 愛知県の農林水産業炭素排出量を従業者数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：農林水産業炭素排出量}) / (\text{県：従業者数}) \times (\text{市：従業者数}) \times (44/12)$
業務その他部門		【都道府県別按分法】 愛知県の業務その他部門炭素排出量を従業者数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：業務その他部門炭素排出量}) / (\text{県：従業者数}) \times (\text{市：従業者数}) \times (44/12)$
家庭部門		【都道府県別按分法】 愛知県の家庭部門炭素排出量を世帯数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：家庭部門炭素排出量}) / (\text{県：世帯数}) \times (\text{市：世帯数}) \times (44/12)$
運輸部門	自動車 (貨物/旅客)	【全国按分法】 全国の自動車車種別炭素排出量を自動車車種別保有台数で按分し、排出量を推計する。なお、算出は旅客乗用車、貨物自動車のそれぞれに対して行う。 $(\text{全国：自動車車種別炭素排出量}) / (\text{全国：自動車車種別保有台数}) \times (\text{市：自動車車種別保有台数}) \times (44/12)$
	船舶	【全国按分法】 全国の運輸船舶炭素排出量を入港船舶総トン数(内航船)で按分し、排出量を推計する。 $(\text{全国：運輸船舶炭素排出量}) / (\text{全国：入港船舶総トン数}) \times (\text{市：入港船舶総トン数}) \times (44/12)$
	鉄道	【全国按分法】 全国の運輸鉄道炭素排出量を人口で按分し、排出量を推計する。 $(\text{全国：運輸鉄道炭素排出量}) / (\text{全国：人口}) \times (\text{市：人口}) \times (44/12)$
廃棄物分野（一般廃棄物）		【一般廃棄物実態調査結果の焼却処理量から推計】 クリーンセンターで焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計する。なお、クリーンセンターの焼却処理量は刈谷市と知立市の合計であるため、組合負担金で按分して算出する。 $\text{焼却処理量} \times (\text{市区町村分担金} / \text{事務組合処理経費}) \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77 + \text{焼却処理量} \times \text{全国平均合成繊維比率} (0.0281) \times 2.29$

(4) 関係条例

○知立市環境基本条例

平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する推進施策（第 11 条—第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条）

附則

私たちのまち知立市は、豊かな水と緑をたたえて生き物を育む逢妻川、猿渡川が流れ、平坦な地形のうえに田園風景が各地に広がっており、貴重な自然環境が残されています。また、宿場町として栄えた歴史と文化を背景に、公園、旧街道、神社、仏閣などにけやき、まつ、いぶきなどの樹木やかきつばた、はなしょうぶなどの草花が守り育てられており、私たちの憩いの場を生み出しています。

このような水と緑と文化に恵まれた環境に支えられながら、私たちのまちは心豊かに暮らせる住宅都市として、また、西三河地域の交通の要衝として、今日まで着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちの暮らしが快適で便利になるとともに、都市化の進展や産業の発展に伴い環境への負荷もたらされ、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなっています。

私たちは、これまでの良好な環境を保持するための取組を一層推進するとともに、生態系に配慮し、地域特性を生かしつつ、将来にわたって健康で文化的な生活を守るような環境の保全及び創造を目指して取り組んでいく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、人と自然とが共生でき、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働により、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の策定等に係る基本方針）

- 第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全及び創造され、並びに自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした環境が創造されること。
- (4) 資源の循環型利用を推進し、エネルギーの有効利用を図るとともに廃棄物の減量の推進が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止等の地球環境の保全が図られること。

（環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

- 第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

（年次報告書の作成等）

- 第10条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する推進施策

（公害の防止等）

- 第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

- 第12条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

- 第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全）

- 第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止等に関する施策の推進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

- 第15条 市は、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

- 第16条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の提供）

- 第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査、監視等の整備）

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、当該施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、知立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量等に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体及び事業所を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げないものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例の廃止）

2 知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例（平成 14 年知立市条例第 15 号）は、廃止する。

（知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

3 知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年知立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「知立市廃棄物減量・環境保全審議会」を「知立市環境基本条例（平成 19 年知立市条例第 10 号）第 20 条に規定する知立市環境審議会」に改める。

○知立市環境審議会規則

平成 19 年 3 月 27 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市環境基本条例（平成 19 年知立市条例第 10 号）第 20 条第 7 項の規定に基づき、知立市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理をする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

〇知立市環境美化推進条例

平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により、地域の環境美化を推進し、快適な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進市民行動の日)

第 5 条 清潔で美しいまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、環境美化推進市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市民行動の日は、市長が定める日とする。

3 市は、市民行動の日には、市民等の参加による事業を実施するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第 6 条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第 7 条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により飲食物を販売する者は、空き缶等が散乱しないよう規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第 8 条 何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(犬及び猫の管理)

第 9 条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(土地の管理)

第 10 条 土地（知立市あき地環境保全条例（平成 4 年知立市条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定するあき地に該当する土地を除く。以下同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物、雑草その他の物により著しく周辺の環境を損なわないよう当該廃棄物、雑草その他の物を適正に処理するとともに、市が実施する環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境美化指導員)

第 11 条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、環境美化指導員を置く。

(1) 第 13 条及び第 14 条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) 地域の環境美化に係る報告、普及、啓発等に関すること。

(環境美化推進員)

第 12 条 市長は、市民等のうちから環境美化推進員を選任し、前条第 2 号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (2) 第7条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に維持管理しない者
- (3) 第8条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者
- (4) 第9条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (5) 第10条の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物、雑草その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第 14 条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第 15 条 市長は、第13条第2号に掲げる者が前条の規定による命令を受けて当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 17 条 第13条第1号又は第3号に掲げる者で第14条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
(知立市空き缶等散乱防止条例の廃止)
- 2 知立市空き缶等散乱防止条例(平成7年知立市条例第43号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の知立市空き缶等散乱防止条例第4条第2項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

【地球温暖化・温室効果ガス】(P3)

○二酸化炭素・水蒸気・メタン・亜酸化窒素・オゾン・フロンガス等は、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させる一方、逆に地表から再放射される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に熱を逃がさない効果を持っている。この効果はちょうど、温室のガラスが光を通しても熱を逃がさない役目を持っていることにたとえて「温室効果」と呼ばれ、温室効果をもつ気体は「温室効果ガス」と呼ばれている。「地球温暖化」とは、人間活動の拡大により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいう。

【地球温暖化対策実行計画】(P3)

○地球温暖化は、世界共通の問題としてその解決に向けて取り組んでいくものとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するもの。この計画は大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成される。

「事務事業編」は全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられ、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、「区域施策編」は全ての都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務付けられ、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定める計画である。

【生物多様性地域戦略】(P3)

○生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するためには、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細やかな取組が必要であることから、生物多様性基本法（2008年6月施行）に基づき、地方公共団体が策定するもの。この戦略には、「対象となる区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を記載することとされている。

【気候変動】(P3)

○長い地球の歴史の間に、たとえばある時代は暖かく、ある時代は寒くといったように、気候は波を描いて絶えず変化しており、これを気候変動という。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、自然の要因には大気自身に内在するもののほか、特に地球表面の7割を占める海洋は、大気との間で海面を通して熱や水蒸気などを交換しており、海流や海面水温などの変動は大気の運動に大きな影響を及ぼす。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加や森林破壊などがあり、二酸化炭素などの温室効果気体の増加は、地上気温を上昇させ、森林破壊などの植生の変化は水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

【生物多様性】(P3)

○生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。ただ生きものの数や種類が多ければよいというものではない。自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性がこれまでにない早さで刻一刻と失われつつあるため、1993年に国際条約である「生物多様性条約」が発効され、現在我が国を含む194の国と地域において、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性を保全する取り組みが進められている。

【持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）】(P3)

○「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された。先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものであり、すなわち、全てのSDGsは大なり小なり環境に関連しているといえる。

【ゼロカーボンシティ】(P3)

○2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。

【グリーントランスフォーメーション（GX）】(P3)

○2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を、経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた経済社会システム全体の変革のこと。

【環境美化推進員】(P7)

○知立市環境美化推進条例第12条により選任された市民。地域の環境美化に係る報告・普及・啓発活動を行って頂く。市内在住、在勤の20歳以上の人で、地域の環境美化普及啓発活動に理解があり、継続的かつ積極的に活動できる方を募集・委嘱している。

【環境基準】(P7)

○環境基本法では、第16条で「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としており、この基準が環境基準とよばれる。環境基準は、行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となる。

【IPCC第6次評価報告書】(P8)

○IPCCとは「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された組織であり、195か国・地域が参加している。IPCCは設立以来、活動の核として、5～7年毎にその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、その結果をまとめた「IPCC評価報告書」を作成・発表しており、2021年～2023年にか

けて第6次評価報告書（AR6）を公表、2023年7月からは、第7次評価報告書（AR7）の作成プロセスが始まっている。

【昆明・モントリオール生物多様性枠組】（P8）

○2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021年以降の新たな国際目標であり、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議で採択された。

【再生可能エネルギー】（P10）

○太陽光や太陽熱、水力・風力・バイオマス・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、石油等に代わるクリーンなエネルギー。

【3R（リデュース・リユース・リサイクル）】（P11）

○天然資源の消費を抑え環境への負荷を減らす循環型社会の実現に向け、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」（2003年）に、廃棄物の発生を抑制する「リデュース」、使用済みの製品を再使用する「リユース」、廃棄物を原材料にして別の製品を作る「リサイクル」の3つが「3R」として位置づけられている。

【環境教育・環境学習】（P12）

○環境汚染や自然保護をはじめ、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物（処理）、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え・調べ・学び・行動することまでの幅広い知識、景観を教育・学習することをいう。「環境教育」という用語は、1948年の国際事前保護連合（IUNC）の設立総会で最初に用いられたと言われている。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されるとの考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されている。

【廃棄物分野・運輸部門・民生部門・産業部門】（P15）

○二酸化炭素排出量は排出部門別に算定することとされており、各部門は以下のように定義されています。

廃棄物分野：一般廃棄物、産業廃棄物（廃プラスチック・廃油等、化石燃料起源のものに限る）の処理のエネルギー消費を表現する部門。

運輸部門：乗用車・トラック・鉄道・船舶・航空機などのエネルギー消費を表現する部門。

民生部門：住居、オフィスビル、商業施設、宿泊施設、病院、官公庁などのエネルギー消費を表現する部門。なお、家庭部門と業務その他部門に細別されることもあり、家庭部門は主に住宅や自家用車でのエネルギー消費、業務その他部門は事務所や病院、店舗などで消費したエネルギー消費を表現する部門。

産業部門：製造業、建設業、農林水産業などのエネルギー消費を表現する部門。工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上。

【HEMS】(P21)

○ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS:Home Energy Management System)の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

【ZEH】(P21)

○ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH:net Zero Energy House)の略称。高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房によるCO₂排出量の削減に繋がる。

【V2H】(P21)

○ビークル・ツー・ホーム(V2H:Vehicle to Home)の略称。電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)の大容量バッテリーを家の電源として活用するシステム。EV充電設備は家庭用の電力を電気自動車へと給電する機器のことで、電気自動車の電力を自宅に送り込むことはできないが、V2Hは電気自動車の電力を自宅に給電でき、住宅用蓄電池として活用が可能。

【再開発】(P23)

○都市中心部において、土地の有効利用を図るために、既存の建築物を取り払って、新たな構想・配置のもとに開発し直すこと。

【立地適正化計画】(P24)

○人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするまちづくりを実現するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によるまちづくりを進めていくための計画。

【バイオマスプラスチック】(P24)

○植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

【次世代自動車】(P24)

○プラグインハイブリッド車(PHV)や電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)など、従来の自動車より二酸化炭素排出量が少ない自動車。

【パーク・アンド・ライド】(P24)

○都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅またはバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

【環境認証(制度)】(P24)

○事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向け取り組んでいくマネジメントシステムを構築し、外部機関に認証してもらう。ISO14001 やエコアクション 21 などの制度が有名である。

【高効率給湯器】(P27)

○エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO₂冷媒ヒートポンプ型などがある。

【JBO3】(P28)

○環境省が 2019 年に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」を設置し、生物多様性及び生態系サービスの状況を把握することを目的に作成した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3: Japan Biodiversity Outlook 3)」。日本の生物多様性・生態系サービスの現状と、特に、生物多様性の損失を止めて回復に向かわせるための「社会変革」のあり方に関して科学的知見を提供するためにとりまとめたもの。

【生物多様性国家戦略 2023-2030】(P28)

○令和 2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。

【外来種・特定外来生物】(P28)

○もともと生息していなかった地域に、人の手で他の地域から入ってきた動植物。地域の生態系や人間の健康、農林水産業などに大きな被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあると認められる外来種を、特定外来生物として指定し、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取扱いを規制している。オオクチバスやアライグマ、近年ではセアカゴケグモやヒアリが有名である。

【FBC】(P29)

○FBC (フラワー・ブラボー・コンクール) は、中部圏 7 県で取り組まれている学校花壇コンクール。児童を始め、学校・家庭・地域が花と緑に親しむ機会を増やし、美しく潤いのある暮らしやまちづくりを推進する。

【緑のカーテン】(P29)

○夏の暑さ対策の 1 つ。室内の温度上昇を防ぐために、建物の壁や窓、窓周辺の地面を直射日光から遮るように、ゴーヤやヘチマ、アサガオなどのつる性植物を繁茂させる。植物が根から吸った水分を葉から蒸発するので、周りの熱を奪う効果もあるとされる。

【市民農園】(P30)

○農業者以外の都市住民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分された農地。2005年に施行された改正特定農地貸付法により、自治体や農協以外の個人・団体も市民農園を開設できるようになった。

【緑の基本計画】(P31)

○市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。都市緑地法第4条に定めがあり、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができるとしている。

【生産緑地】(P31)

○「生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適している」、「面積が一団で500㎡以上の農地等」、「農林漁業の継続が可能」な三大都市圏の市街化区域内の農地のうち、農地等所有者が同意する農地について、都市計画の地域地区として「生産緑地地区」を指定し、農地等として存続を図るもの。生産緑地として指定をすることで、農地等所有者は、固定資産税等の税制上の優遇措置を受けることができるが、建築物等の新築・改築・増築や宅地の造成などの土地の形質の変更などの行為について制限を受ける。

【リユースマーケット】(P36)

○家庭の不用品を中心としてフリーマーケットの形式で販売されるもの。捨てられてごみになるはずだったものが、リユースマーケットを通じて、欲しいという人に「リユース(再使用)」されることで、ごみの減量と環境を守る行動につながる。

【プロギング】(P36)

○ゴミ拾いとジョギングをあわせたスウェーデン発の新しいフィットネス。スウェーデン語の「plocka upp(拾う)」と英語の「jogging(走る)」を合わせた造語。

【モニタリング】(P42)

○地域の環境の状況について、継続的あるいは定期的に調査・監視を実施すること。

【光化学スモッグ】(P43)

○大気中で高濃度になった光化学オキシダント(オゾンなど)が主な原因。車や工場が排出する窒素酸化物などが、太陽光を浴びて化学反応を起こして生じる。ごく細かい微粒子も同時にできるため、もやがかかったような状態になる。目やのどの粘膜を刺激したり、農産物に悪影響を与えたりするおそれがある。

【食育】(P43)

○様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。文部科学省では、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など子どもたちの健康を取り巻く問題の深刻化や、食を通じた地域理解や食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することの重要性を踏まえ、食に関する指導の充実に取り組んでいる。また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めている。

【つながるネット】(P47)

○刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が市民活動活性化のために開いたサイトで、運営は各市町が行っている。登録している様々な市民活動団体などの活動内容やイベントをこのサイトで紹介するとともに、このサイトを通して、団体情報の検索やイベント参加申込みなどができる。(http://tsunagaru.genki365.net/index.html)

【電力の地産地消】(P48)

○東日本大震災や昨今の大型台風の激甚災害を契機に、エネルギー供給の制約や集中型エネルギーシステムの脆弱性が顕在化した。地域の特徴も踏まえた多様な供給力(再生可能エネルギー、コージェネレーション等)を組み合わせることで、エネルギー供給のリスク分散やCO₂の排出削減を図ろうとする取り組みのこと。

【透水性舗装】(P48)

○雨水を舗装内部に浸透させ地中内部に流しこむタイプの舗装。主に歩道や駐車場・公園などで利用され、雨水が直接地中内部に浸透するため、植生・地中生態が自然環境に近い状態になり環境改善等の効果がある。蓄熱性が小さく夏場はアスファルト舗装よりも表面温度は低くなる。

【地域新電力】(P48)

○エネルギーの地産地消を目的に、ある特定の地域内に電力を供給する電力会社のことで、地元密着型の経営をする電力会社のことを言う。電気の地産地消、地域活性化の観点から環境施策の一環として自治体の出資するケースもあり、この場合は、特に「自治体新電力」とも呼ばれる。「地域新電力」は電力を小売するだけでなく、持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みの一つとして注目されている。

【エコプラン推進員】(P50)

○市職員自ら率先して環境に配慮した前向きな取り組みを推進することにより、市民や事業者の自主的な取り組みを推進すること等を目的に策定した「知立市エコプラン」での取り組みを推進する市職員で、各課等に配置される。所属課等の取り組みを推進し、新規採用等で新たに配属された職員への周知徹底を図る。



第2次

知立市環境基本計画(改定版)

【お問い合わせ先】

知立市市民部環境課

〒472-8666 愛知県知立市広見 3-1

TEL ● 0566-83-1111

FAX ● 0566-83-1141

Mail ● kankyo@city.chiryu.lg.jp